

# 有価証券報告書

株式会社トリドールホールディングス

第29期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

---

# 有価証券報告書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社トリドールホールディングス

# 目 次

頁

## 第29期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	10
2 【事業等のリスク】	11
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
4 【経営上の重要な契約等】	19
5 【研究開発活動】	19
第3 【設備の状況】	20
1 【設備投資等の概要】	20
2 【主要な設備の状況】	21
3 【設備の新設、除却等の計画】	25
第4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【自己株式の取得等の状況】	38
3 【配当政策】	39
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	40
第5 【経理の状況】	56
1 【連結財務諸表等】	57
2 【財務諸表等】	115
第6 【提出会社の株式事務の概要】	125
第7 【提出会社の参考情報】	126
1 【提出会社の親会社等の情報】	126
2 【その他の参考情報】	126
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	127

## 監査報告書

## 内部統制報告書

## 確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 2019年6月27日

**【事業年度】** 第29期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

**【会社名】** 株式会社 トリドールホールディングス

**【英訳名】** TORIDOLL Holdings Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 栗田 貴也

**【本店の所在の場所】** 神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

**【電話番号】** 078 (200) 3430 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 管理本部長兼経営企画室長 小林 寛之

**【最寄りの連絡場所】** 神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

**【電話番号】** 078 (200) 3430 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 管理本部長兼経営企画室長 小林 寛之

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上収益 (百万円)	87,294	95,587	101,779	116,504	145,022
税引前利益 (百万円)	3,614	8,117	8,466	7,175	1,337
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	1,982	5,212	5,631	4,665	267
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	2,651	4,889	5,086	3,019	902
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	25,302	29,989	34,203	36,242	33,979
資産合計 (百万円)	59,019	57,793	64,011	111,525	117,833
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	586.10	692.48	788.44	834.13	798.02
基本的1株当たり当期利益 (円)	48.84	120.56	129.89	107.44	6.22
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	48.79	120.20	129.29	106.66	6.19
親会社所有者帰属持分比率 (%)	42.9	51.9	53.4	32.5	28.8
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	9.1	18.9	17.5	13.2	0.8
株価収益率 (倍)	34.1	18.8	18.6	36.1	359.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	9,497	8,578	9,743	9,862	8,416
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△3,468	△6,194	△8,769	△39,860	△14,210
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	977	△7,324	102	35,039	5,534
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	14,992	10,094	11,183	14,798	14,398
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	821 〔10,528〕	954 〔10,927〕	1,077 〔11,425〕	3,811 〔12,690〕	3,871 〔13,084〕

(注) 1. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 百万円未満を四捨五入して記載しております。

3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）であります。

4. 第25期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

5. 前連結会計年度に行った企業結合について、前連結会計年度においては取得原価の配分が完了していなかったため暫定的な会計処理を行いました。当連結会計年度において当該配分が完了したことから、前連結会計年度の連結財務諸表を遡及修正しております。

遡及修正の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記6. 子会社の取得」をご参照ください。

回次	日本基準	
	第25期	
決算年月	2015年3月	
売上高	(百万円)	87,294
経常利益	(百万円)	6,994
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,640
包括利益	(百万円)	3,275
純資産額	(百万円)	23,393
総資産額	(百万円)	56,372
1株当たり純資産額	(円)	534.66
1株当たり当期純利益金額	(円)	65.06
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	64.99
自己資本比率	(%)	40.9
自己資本利益率	(%)	13.8
株価収益率	(倍)	25.6
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	9,470
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	△3,400
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	1,028
現金及び現金同等物の期末 残高	(百万円)	15,084
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	821 〔10,528〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 百万円未満を四捨五入して記載しております。  
3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）であります。  
4. 第25期の日本基準による諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高	(百万円)	83,479	89,611	80,095	72,310	77,368
経常利益	(百万円)	8,096	9,498	8,018	8,382	8,562
当期純利益	(百万円)	2,467	5,467	4,747	5,182	1,576
資本金	(百万円)	3,811	3,927	3,995	4,057	4,100
発行済株式総数	(株)	43,170,800	43,306,500	43,380,200	43,448,845	43,489,576
純資産額	(百万円)	23,236	28,505	32,384	36,602	35,029
総資産額	(百万円)	55,575	53,601	56,681	99,173	105,991
1株当たり純資産額	(円)	532.33	652.34	739.82	834.84	822.67
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間 配当額)	(円)	10.00 (-)	24.00 (-)	26.00 (-)	26.50 (-)	1.50 (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	60.81	126.48	109.50	119.37	36.73
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	60.74	126.10	108.99	118.50	36.57
自己資本比率	(%)	41.4	52.7	56.6	36.6	32.7
自己資本利益率	(%)	12.7	21.3	15.7	15.2	4.4
株価収益率	(倍)	27.4	18.0	22.1	32.5	60.8
配当性向	(%)	16.4	19.0	23.7	22.2	4.1
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	655 〔10,082〕	728 〔10,522〕	167 〔89〕	164 〔44〕	205 〔14〕
株主総利回り	(%)	171.0	235.1	252.7	403.8	236.7
(比較指標：TOPIX)	(%)	(128.3)	(112.0)	(125.7)	(142.7)	(132.3)
最高株価	(円)	1,844	2,590	3,300	4,295	4,125
最低株価	(円)	855	1,376	1,890	2,323	1,642

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 百万円未満を四捨五入して記載しております。

3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）であります。

4. 当社は、2016年10月1日付で持株会社に移行しました。これにより第27期の主な経営指標等は、第26期以前と比較して変動しております。

5. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

提出会社は、1985年8月に兵庫県加古川市において、当社代表取締役社長栗田貴也が個人事業として炭火焼鳥屋「トリドール三番館」を開店したのに始まり、1990年6月に有限会社トリドールコーポレーションに法人改組し、その後、洋風居酒屋「トリドール」の展開による事業拡大に伴い、1995年10月に株式会社トリドールに改組しております。

株式会社改組後の企業集団に係る経緯は、下表のとおりであります。

年月	事項
1995年10月	株式会社トリドール設立
1998年4月	和風焼鳥ファミリーダイニングとして「日の出食堂」開店
1999年3月	洋風居酒屋「トリドール」を和風焼き鳥ファミリーダイニング「とりどーる」へ転換開始 (これに伴い「日の出食堂」も「とりどーる」へ名称変更)
2000年11月	セルフうどんの新業態として「丸亀製麺加古川店」(兵庫県加古川市)開店
2003年9月	ショッピングセンターのフードコートエリアに「丸亀製麺プロメナ店」(兵庫県神戸市)開店
2004年9月	焼きそばの新業態として「長田本庄軒イトーヨーカ堂明石店」(兵庫県明石市)開店
2005年4月	ラーメンの新業態として「丸醬屋イオン苫小牧店」(北海道苫小牧市)開店
2006年2月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
2007年10月	神戸市中央区に本社を移転
2008年12月	東京証券取引所第一部に市場変更
2010年7月	米国ハワイに、TORIDOLL USA CORPORATIONを設立(現・連結子会社)
2011年4月	ハワイのホノルルに海外1号店を開店
2012年1月	タイのバンコクにフランチャイズ1号店を開店
2012年8月	韓国ソウルに、TORIDOLL KOREA CORPORATIONを設立(現・連結子会社)
2012年9月	中国香港に東利多控股有限公司を設立(現・連結子会社)
2012年12月	中華民国台北に台湾東利多股份有限公司を設立(現・連結子会社)
2013年4月	米国ハワイにGEORGE'S DONUTS CORPORATION(現・GEORGE'S CORPORATION)を設立(現・連結子会社)
2013年4月	米国デラウェアにあるDREAM DINING CORPORATION(現・TORIDOLL DINING CORPORATION)の株式取得 (現・連結子会社)
2014年4月	ケニアナイロビにTORIDOLL KENYA LIMITEDを設立
2015年5月	米国ロサンゼルスにあるNOM NOM ENTERPRISE LLCの株式取得(現・連結子会社)
2015年6月	オランダアムステルダムにあるWOK TO WALK FRANCHISE B.V.の株式取得(現・連結子会社)
2016年2月	マレーシアクアラランプールにあるUTARA 5 FOOD AND BEVERAGE SDN BHDの株式取得(現・持分法適用共同支配企業)
2016年5月	日本国内にある株式会社ソノコの株式取得(現・連結子会社)
2016年10月	会社分割(吸収分割)により、当社の日本国内における店舗事業(本社・本社管理機能を除く。)を株式会社トリドール分割準備会社に承継し、持株会社体制へ移行するとともに、当社は商号を株式会社トリドールホールディングスに、株式会社トリドール分割準備会社は商号を株式会社トリドール(現・連結子会社。2017年10月に株式会社トリドールジャパンに社名変更)に変更。
2017年8月	日本国内にある株式会社アクティブソースの株式取得(現・連結子会社)
2017年12月	日本国内にある株式会社ZUNDの株式取得(現・連結子会社)
2018年1月	香港にあるJOINTED-HEART CATERING HOLDINGS LIMITED(現・Tam Jai International Co.Limited)及びそのグループ会社、STRENGTHEN POWER CATERING LIMITED、BEST NEW MANAGEMENT LIMITED及びそのグループ会社を取得(現・連結子会社)
2018年12月	シンガポールにあるMC GROUP PTE.LTD.の株式取得(現・連結子会社)



### 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社51社、共同支配企業及び関連会社36社で構成されており、直営及びフランチャイズによる外食事業を営んでおります。

現在、当社グループが展開する主な業態は、主力業態であるセルフうどんの「丸亀製麺」をはじめとして、創業業態である焼き鳥ファミリーダイニングの「とりどーる」、かつ井、トンテキ専門店の「豚屋とん一」であります。

海外における店舗展開といたしましては、各国直営店にて出店を進めたほか、合弁会社又はフランチャイズ（以下「FC等」という。）においても出店を進めた結果、海外における当連結会計年度末の店舗数は575店舗（うち、FC等403店舗）となりました。

その他業態としては、国内におきましては、ラーメン業態である「丸醬屋」、焼きそば業態である「長田本庄軒」、天ぷら定食の「まきの」、カフェ業態の「コナズ珈琲」、「ラナイカフェ」、ラーメン業態である「ずんどう屋」、大衆酒場業態である「晩杯屋」等を展開しており、国内における当連結会計年度末の店舗数は1,103店舗（うち、FC等10店舗）となりました。

これにより、当社グループによる当連結会計年度末の店舗数は1,678店舗（うち、FC等413店舗）となりました。

当社グループでは、「できたて感」「手づくり感」を重視し、オープンキッチンを採用し、調理シーンを楽しく見ていただける臨場感あふれる店舗を共通の特徴とし、特に「丸亀製麺」等、麺を主力商品とする業態店舗は、製麺機を店内に設置し製麺を行うなど、エンターテインメント性にあふれた店舗づくりを行っております。

セグメント	業態	業態コンセプト	直営店		FC等
			ロードサイド	ショッピングセンター	
丸亀製麺	セルフうどん	本物のうどんのおいしさを、セルフ形式で提供する讃岐うどん専門店で、各店舗に製麺機を設置し、「打ちたて」、「ゆでたて」を実現し、オープンキッチンを採用し、お客様の目の前で調理を行うなど「できたて感」、「手づくり感」、「安心感」を感じていただける臨場感あふれる店舗です。 (想定平均顧客単価：500円前後) (主な関係会社) 株式会社トリドールジャパン	637店	180店	—
とりどーる	焼き鳥ファミリーダイニング	焼鳥屋ならではの炭焼きのおいしさと臨場感を携えたファミリーダイニング型レストランで、ご家族・ご友人で食卓を囲みながら料理を取り分けて楽しんでいただける、こだわりの串をはじめ、揚げたての唐揚げや旨味たっぷりの釜飯など、豊富なメニューを取り揃えた店舗です。 (想定平均顧客単価：2,000円前後) (主な関係会社) 株式会社トリドールジャパン	15店	—	—
豚屋とん一	かつ井、トンテキ専門店	豚肉の旨みと柔らかさを追求したかつ井、トンテキの専門店です。 (想定平均顧客単価：800円前後) (主な関係会社) 株式会社トリドールジャパン	4店	49店	—
海外事業	海外における飲食事業全般	28の国と地域で直営店及びFC等にて出店しております。 (主な関係会社) Tam Jai International Co.Limited、BEST NEW MANAGEMENT LIMITED、台湾東利多股份有限公司、WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	172店		403店
その他	—	「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「コナズ珈琲」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等が含まれております。 (主な関係会社) 株式会社トリドールジャパン、株式会社ソノコ、株式会社ZUND、株式会社アクティブソース	155店	53店	10店

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な 事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) TORIDOLL KOREA CORPORATION (注) 2	ソウル	4,910,000,000 ウォン	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	役員の兼任1名 資金の貸付
東利多控股有限公司 (注) 2	香港	2,640,364,236 香港ドル	海外事業の 統括管理	100.0	役員の兼任1名
台湾東利多股份有限公司	台北	52,500,000 台湾ドル	レストラン 経営等	90.0 [90.0]	役員の兼任2名
GEORGE'S CORPORATION	ホノルル	1,250,000 米ドル	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	役員の兼任1名 資金の貸付
TORIDOLL DINING CORPORATION	デラウェア	142 米ドル	持株会社	100.0 [100.0]	役員の兼任1名 資金の貸付
TORIDOLL DINING CALIFORNIA LLC (注) 2	デラウェア	28,734,070 米ドル	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	資金の貸付
TDインベストメント株式会社	神戸市 中央区	10,000,000円	外食関連企業に 対する投資 及び融資	100.0	役員の兼任2名 資金の貸付
TORIDOLL CAMBODIA COMPANY LIMITED	プノンペン	100,000 米ドル	レストラン 経営等	65.0 [65.0]	資金の貸付
WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	アムステル ダム	18,000 ユーロ	レストラン 経営等	60.0	役員の兼任1名 資金の貸付
WOK TO WALK INTERNATIONAL, SOCIEDAD LIMITADA	バルセロナ	50,500 ユーロ	レストラン 経営等	60.0 [60.0]	—
株式会社トリドールジャパン (注) 2、5	神戸市 中央区	10,000,000円	レストラン 経営等	100.0	役員の兼任1名 設備の賃貸借 営業上の取引
株式会社ソノコ	東京都 港区	100,000,000円	化粧品販売等	100.0	役員の兼任1名 資金の貸付
株式会社いなみ野ファーム	兵庫県 加古川市	10,000,000円	農産物の 販売等	70.0	役員の兼任1名
株式会社バルーン	東京都 品川区	9,900,000円	通販会社	100.0 [100.0]	役員の兼任2名 資金の貸付
株式会社トリドールD&I	神戸市 中央区	10,000,000円	その他の事業	100.0	役員の兼任1名 営業上の取引
Tam Jai International Co. Limited (旧 JOINTED-HEART CATERING HOLDINGS LIMITED)	香港	20,000 香港ドル	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	役員の兼任1名
BEST NEW MANAGEMENT LIMITED	香港	5,000,000 香港ドル	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	役員の兼任1名
STRENGTHEN POWER CATERING LIMITED	香港	10,000 香港ドル	商標権管理会社	100.0 [100.0]	役員の兼任1名
MC GROUP PTE. LTD.	シンガポール	300,000 シンガポールドル	レストラン 経営等	70.0	役員の兼任1名 資金の貸付

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な 事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
株式会社トリドールビジネスソリューションズ	神戸市 中央区	10,000,000円	その他の事業	100.0	役員の兼任1名 営業上の取引
株式会社アクティブソース	東京都 品川区	90,000,000円	レストラン 経営等	80.3	役員の兼任2名 資金の貸付
株式会社ZUND	兵庫県 姫路市	30,000,000円	レストラン 経営等	80.0	役員の兼任1名
その他29社					
(持分法適用共同支配企業等) (注) 4 TORIDOLL AND HEYI GROUP COMPANY LIMITED	ケイマン 諸島	90,000,000 米ドル	持株会社	37.0 [37.0]	役員の兼任1名
NODU FOODS COMPANY LIMITED	バンコク	400,000,000 タイバーツ	レストラン 経営等	40.0 [40.0]	役員の兼任2名
上海東利多餐飲管理有限公司	上海	92,689,489 人民元	レストラン 経営等	37.0 [37.0]	—
北京東利多餐飲管理有限公司	北京	32,566,980 人民元	レストラン 経営等	37.0 [37.0]	—
UTARA 5 FOOD AND BEVERAGE SDN BHD	クアラルン プール	400,000 リンギット	レストラン 経営等	49.0	役員の兼任1名 資金の貸付
BOAT NOODLE SDN BHD	ダマンサラ	100,000 リンギット	レストラン 経営等	49.0 [49.0]	—
SHORYU HOLDINGS LIMITED	ロンドン	234,551 ポンド	レストラン 経営等	38.7 [38.7]	役員の兼任1名 資金の貸付
Beyond Restaurant Group, LLC	アーバイン	3,339,632 米ドル	レストラン 経営等	40.5 [40.5]	役員の兼任1名 資金の貸付
株式会社Fast Beauty	東京都 渋谷区	50,000,000円	ヘアカラー 専門店	48.0 [48.0]	資金の貸付
その他27社					

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の〔内書〕は間接所有であります。

4. 共同支配企業及び関連会社を「共同支配企業等」と表示しております。

5. 株式会社トリドールジャパンについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	104,758百万円
	(2) 経常損失	2,365百万円
	(3) 当期純損失	1,469百万円
	(4) 純資産額	△1,420百万円
	(5) 総資産額	8,786百万円

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
丸亀製麺	364 [9,991]
とりどーる	13 [208]
豚屋とん一	34 [412]
海外事業	2,454 [729]
その他	490 [1,459]
全社 (共通)	516 [285]
合計	3,871 [13,084]

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない営業部門及び管理部門に所属している従業員であります。

### (2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
205 [14]	39.56	5.30	6,953

セグメントの名称	従業員数 (人)
全社 (共通)	205 [14]
合計	205 [14]

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）であります。
4. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
5. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない営業部門及び管理部門に所属している従業員であります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループは、2004年5月に結成された労働組合があり、UAゼンセン（2012年11月6日に、UIゼンセン同盟とサービス・流通連合が統合して誕生した産業別組織で、正式名称を「全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟」という。）に加盟しております。従業員のうち、2019年3月末日現在の正社員組合員数は897人、臨時従業員のうち、2019年3月末日現在の組合員数は22,427人です。

また、株式会社トリドールジャパン、株式会社トリドールD&I及び株式会社トリドールビジネスソリューションズを除き他の連結子会社には、労働組合はありません。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 経営方針

当社グループは、「おもてなしの心」と「手づくり」「できたて」による食の感動を通じて“お客様と接する瞬間に、お客様のよろこびを最大化する”ことを迫り、常に変化を恐れず、果敢に挑戦を続けることで成長を遂げてまいりたいと考えております。

その思いをもとに「すべては、お客様のよろこびのために。」を経営理念としております。

#### (2) 経営環境

企業収益及び雇用環境の改善が続く中、個人消費の持ち直しが見られる等、景気は緩やかに回復しているものの、少子高齢化の進展による外食市場全体の縮小傾向は続くことなどから、今後も不透明な状況が継続するものと考えられます。

このような環境のもと、当社グループでは、国内におきましては、新規出店を継続するほか、新業態の開発や企業買収を行うなど、新たな市場の開拓をまいります。また、海外におきましては、同様に積極出店を継続するほか、企業買収を行うなど、さらなる収益拡大に向け取り組んでまいります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、「複数の成長軸をもつグローバル企業」となることを目指し、次の項目を指標に掲げております。

##### ①連結売上収益5,000億円

積極的な商品施策の実施や、優秀な人材の確保と育成に注力することにより、国内における安定的な売上を確保すると共に、海外においては、あらゆる地域をマーケットに現地に適した多様な業態を展開するマルチポートフォリオ戦略で、連結売上収益5,000億円の達成を目指してまいります。

##### ②ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）

資本を有効的に活用し、高い株主還元を実現すると共に、企業価値の最大化を目指すためROEを重要な経営指標としてまいります。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、主力業態である「丸亀製麺」を中心に好調な業績を維持してまいりましたが、より一層の飛躍のため、以下の課題について積極的に取り組み、複数の成長軸をもって業容の拡大を図ってまいります。

##### ①国内基盤の更なる強化、収益性の向上

QSCの維持・向上、教育の充実等により既存店の強化を図ると共に、新業態の開発やM&Aにより、新たな成長軸を設け、更なる事業の拡大及び安定化を目指してまいります。

また、人的効率の改善等を実施することにより収益性の向上を図ってまいります。

(注) QSCとは、飲食店における重要なキーワードで、Q:クオリティー（品質）、S:サービス、C:クリンリネス（清潔さ）を意味します。

##### ②マルチポートフォリオ戦略による海外展開の積極化

積極的に海外に出店し、地域の食文化に対応したマルチポートフォリオ戦略で展開を図ってまいりる所存ですが、海外事業においては進出国の許認可制度や不動産取引に関する商習慣などの影響によって、工期の延長、出店日の遅れを招くことも想定されます。

今後につきましては、出店立地の厳選、ノウハウの蓄積による効率的運営等を推し進め、海外事業のリスクを低減し収益性の向上に努めてまいります。

## 2【事業等のリスク】

以下には、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断上重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、当社株式への投資に関するすべてのリスクを網羅するものではありませんのでご注意ください。

### ① 外食業界の動向及び競合の激化について

当社グループの属する外食業界は、ファストフードチェーン大手が相次いで比較的高価格のフェアメニューを投入し、客単価アップを図るなど、景気の回復による個人消費の回復への期待感はあるものの、景気の不透明感から本格的な需要の回復には至らず、引き続き経営環境は厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、「すべては、お客様のよろこびのために。」という経営理念のもと、「手づくり」「できたて」「臨場感」にこだわった店づくりにより、競合他社との差別化を図っております。また、QSCの維持・向上、教育の充実等を図るとともに経費削減策等を実施し、収益性を維持する方針であります。

しかしながら、外食市場の縮小、競争の激化等により既存店の売上収益が当社の想定以上に減少した場合、又は経費削減策が奏功しなかった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### ② 店舗展開について

#### (a) 店舗展開の基本方針について

当社グループは、主に直営による店舗運営を行っております。今後も立地条件、賃借条件、店舗の採算性などを勘案し、出店を継続していく方針であります。

しかしながら、許認可手続きの遅れ等によるオープン日の遅延又は、当社グループが期待する出店候補地が見つからない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (b) ショッピングセンターへの出店について

当社グループの当連結会計年度末における国内直営店1,093店舗のうち、282店舗がショッピングセンターへの出店となっております。

当社グループは、今後もショッピングセンターへの出店を行っていく方針であります。出店先のショッピングセンター等の立地において、商流の変化及び周辺の商業施設との競合等が生じることによりショッピングセンター自体の集客力が低下した場合、また、今後新規ショッピングセンターの出店の減少、あるいはリニューアルの鈍化により当社グループへの出店要請が減少した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (c) ショッピングセンターに係る契約について

ショッピングセンターに係る契約の中には、最低売上収益の未達、資本構成又は役員構成の重要な変更、役員の大過半数の変更、合併その他の営業に関する重大な変更等を原因として解除される可能性のある契約が存在するため、これらの事由が生じ、契約が解除された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ショッピングセンターにおいては、一賃貸人と多数の店舗について契約を締結している場合があります。かかる賃貸人との複数の契約が同時に解除された場合、当社グループの業績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

#### (d) ロードサイド店舗の出店について

当社グループの当連結会計年度末における国内直営店1,093店舗のうち、811店舗がロードサイド店舗となっております。

ロードサイド店舗においては、メニュー構成、販売促進施策、営業時間といった当社独自の営業方針が直接的に反映できることから、当社グループは、厳選した立地において出店を継続する方針であります。ロードサイド店舗は立地特性で集客力が大きく左右されます。そのため、当社グループが希望する立地への出店ができなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(e) 敷金、保証金、建設協力金について

当社グループは、出店等に際して賃借物件（土地・建物）により店舗開発を行うことを基本方針としております。賃借物件においては、賃貸人に対し、敷金、保証金、建設協力金を預け入れる場合があります。今後の賃貸人の経営状況によっては、当該店舗に係る敷金、保証金、建設協力金の返還や店舗運営の継続に支障が生じる可能性があります。

また、当社グループの都合による中途解約があった場合、当社グループが締結している賃貸借契約の内容によっては敷金、保証金、建設協力金の全部又は一部が返還されない場合があります。当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(f) 主要業態への依存について

当社グループは、今後、新業態・新市場の開拓を図ってまいります。依然、丸亀製麺事業が売上収益の大半を占め、主力業態として他業態を牽引しております。

消費者の嗜好の変化等による麺類需要の低下などがあった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(g) 減損損失及び不採算店舗の閉鎖について

当社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位と捉え、減損会計を適用し、事業用固定資産の投資の回収可能性を適時判断しております。

当社グループは、減損会計の適用により適時減損兆候の判定を行い、今後の出店数の増加に伴う不採算店舗の発生を早期に把握し、投下資本の選別をより厳しく行う事によって、経営効率の向上を目指してまいります。

事業環境の変化等により収益性が著しく低下した場合、減損損失を計上する可能性があります。また、不採算店舗の閉鎖時においては、賃貸借契約及びリース契約の解約に伴う損失等が発生するため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(h) 商標権について

当社グループは、商標権を各事業にとって重要なものと位置付け、登録が困難なものを除き、商標の登録を行う方針であります。

しかし、当社グループが使用している商標が第三者の登録済の商標権を侵害していることが判明した場合には、店舗名の変更等に伴い費用が発生する可能性があるほか、商標の使用差止、使用料及び損害賠償等の支払請求がなされる可能性もあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材の確保等について

当社グループは、今後、店舗展開を行う中で、店舗開発や店舗運営において経験を持った人材を確保し、育成していくことは重要な課題であると考え、求人・採用のレベルアップ、採用後の従業員に対するフォローの充実、OJTによる教育、人事考課制度充実による実力主義の浸透などによる人材育成に取り組んでおります。また、質の高い店舗スタッフの安定的な確保及び育成も重要な課題であると考えております。

しかしながら、人材確保及び人材育成が当社グループの計画どおり進まない場合、お客様に満足いただけるサービスの提供が十分に行えないなど、当社グループの業績及び出店計画に影響を及ぼす可能性があります。

④ 法的規制について

(a) 法的規制全般について

当社グループでは、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法等の一般的な法令に加え、食品衛生法をはじめとする食品衛生関係のほか、環境関係、建築設備関係などの様々な法的規制を受けております。

これらの法規制が変更・強化された場合には、それに対応するための新たな費用が発生することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 食品衛生法について

当社グループが運営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、所轄保健所より飲食店営業許可を取得しておりますが、食中毒事故等が発生した場合には、当社グループのブランドイメージの低下や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

⑤ 食の安全について

当社グループは、従前より食の安全への対応を重視しており、店舗における衛生状態に関する調査を外部専門業者に依頼し、また当社品質管理担当による直接指導を実施するなど、その対策を順次強化しております。

また、仕入食材への更なる対策の必要性を認識し、従来より行っております国内外の仕入先工場に対する当社規格書・当社指定の品質及び衛生管理基準の遵守状況等の調査、輸入食材の輸出用衛生証明書の確認等に加え、PB（プライベート・ブランド）商品等に対する品質・安全性に対する確認も強化してまいります。

しかしながら、これらの対策にも拘らず当社グループの提供するサービスにおいて食の安全性が疑われるなどの事態が発生した場合は、当社グループのブランドイメージの低下や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 自然災害等について

当社グループは、国内及び海外において店舗運営をしておりますが、当社グループの営業地域において、大規模な地震や洪水、台風等の自然災害等が発生し、原材料の調達が阻害された場合や店舗施設の損壊などにより店舗の休業や営業時間の短縮を余儀なくされた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 海外事業展開におけるリスクについて

当社グループは、国内及び海外において店舗展開しており、海外子会社又は共同支配企業及び関連会社の進出国における政情、経済、法規制、ビジネス慣習等の特有なカントリーリスクにより、計画した事業展開を行うことができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループは、海外においては子会社又は共同支配企業及び関連会社による店舗運営のほか、現地企業とフランチャイズ契約を締結し、同国内でのスムーズな多店舗展開及び地域に根付いた店舗運営を図っているため、フランチャイズ加盟企業の減少や業績の悪化により、フランチャイズ・チェーン展開が計画どおりに実現できない場合、ロイヤリティ収入が減少することなどにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 為替変動について

当社グループは、海外のグループ会社への投融資を行っております。このため、為替相場が大幅に変動した場合は、為替差損益が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、連結財務諸表の作成にあたり、海外のグループ会社の現地通貨建ての収益及び費用等は、日本円に換算しております。このため、為替相場の変動が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。



### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### ①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度(2018年4月1日～2019年3月31日)におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復傾向にあるものの、米中貿易摩擦問題の不確実性が懸念される等、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

外食産業におきましては、当連結会計年度に発生した地震や台風などの自然災害が客足に影響したことに加え、労働力不足を背景とした人件費の上昇や原材料費の上昇、業種・業態を超えた競争の激化等により、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、利益重視の経営方針に基づき、国内におきましては、積極的な商品施策や全国におけるテレビCMの放映等による認知度及び顧客満足度の向上など、収益の拡大に向けた施策を実施してまいりました。

また、海外におきましては、企業買収や新規出店を継続するとともに進出国の市場を見極め不採算店の閉店等を実施することにより海外事業の採算性の改善に向け取り組んでまいりました。

当連結会計年度におきましては、「丸亀製麺」を27店舗出店したほか、豚屋とん一など新たな業態の展開を進めるなど、その他の業態で81店舗を出店いたしました。

海外におきましては、収益性を重視しつつも積極的な展開を継続し、直営店を25店舗出店したほか、FC等（注1）については、出店等により110店舗増加するなど規模を拡大してまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度末の営業店舗数は前連結会計年度末に比べ、138店舗（うち、FC等34店舗）増加して1,678店舗（うち、FC等413店舗）となりました。

当連結会計年度における業績につきましては、売上収益は1,450億22百万円（前期比24.5%増）と引続き高成長を維持し、営業利益は23億2百万円（前期比69.8%減）、税引前利益は13億37百万円（前期比81.4%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は2億67百万円（前期比94.3%減）となりました。

また、EBITDAは86億71百万円（前期比26.2%減）、調整後EBITDAは124億2百万円（前期比0.3%増）となりました。（注2）

（注1）当社又は当社の子会社による直営店舗以外の店舗を「FC等」といいます。

（注2）当社グループの業績の有用な比較情報として、EBITDA及び調整後EBITDAを開示しております。

EBITDAは、営業利益から非現金支出項目（減価償却費及び償却費）等の影響を除外しております。

また、調整後EBITDAは、EBITDAから減損損失及び非経常的費用項目（株式取得に関するアドバイザー費用等）の影響を除外しております。

EBITDA及び調整後EBITDAの計算式は以下のとおりです。

- ・ EBITDA＝営業利益＋その他の営業費用－その他の営業収益＋減価償却費及び償却費
- ・ 調整後EBITDA＝EBITDA＋減損損失＋非経常的費用項目

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

事業セグメントは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を獲得し、費用を発生させる事業活動の構成単位であります。

セグメント情報には、各セグメントに直接的に帰属する項目のほか、合理的な基準により各セグメントに配分された項目が含まれております。

当社は、各店舗において商品を提供する飲食業を営んでおります。海外の関係会社は、独立した経営単位であり、地域の特性に応じて事業活動を展開しております。したがって、当社は店舗における提供商品及びサービス提供形態を基礎とした業態別セグメント及び地域別セグメントから構成されており、国内事業として、「丸亀製麺」、「とりどーる」、「豚屋とん一」の3区分、及び「海外事業」の計4区分を報告セグメントとしております。「丸亀製麺」は、讃岐うどんや天ぷらなどをセルフ形式で商品を提供する讃岐うどんの専門店であります。

「とりどーる」は、炭火焼鳥を中心に、豊富なメニューを取り揃えたファミリーダイニング型レストランであります。「豚屋とん一」は、豚肉の旨みと柔らかさを追求したかつ丼、トンテキの専門店であります。「海外事業」は、海外の関係会社において、讃岐うどん等の飲食提供を行うものであります。

セグメント	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)			当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)		
	店舗数(店)	売上収益(百万円)	構成比(%)	店舗数(店)	売上収益(百万円)	構成比(%)
丸亀製麺	792	90,379	77.6	817	89,944	62.0
とりどーる	17	2,040	1.7	15	1,829	1.3
豚屋とん一	46	3,220	2.8	53	3,852	2.7
海外事業	528 [365]	10,425	8.9	575 [403]	30,242	20.8
その他	157 [14]	10,441	9.0	218 [10]	19,155	13.2
合 計	1,540	116,504	100.0	1,678	145,022	100.0

(注) 店舗数の [内書] は、FC等の店舗数であります。

<丸亀製麺（セルフうどん業態）>

丸亀製麺では、ロードサイド15店舗、ショッピングセンター内12店舗の計27店舗を出店し、2店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は817店舗となりました。

この結果、売上収益は899億44百万円（前期比0.5%減）となり、セグメント利益は124億38百万円（前期比11.1%減）となりました。

<とりどーる（焼き鳥ファミリーダイニング業態）>

とりどーるでは、2店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は15店舗となりました。

この結果、売上収益は18億29百万円（前期比10.3%減）となり、セグメント利益は46百万円（前期比39.3%減）となりました。

<豚屋とん一（かつ丼・トンテキ業態）>

豚屋とん一では、ショッピングセンター内8店舗を出店し、ロードサイド1店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は53店舗となりました。

この結果、売上収益は38億52百万円（前期比19.6%増）となり、セグメント利益は25百万円（前期はセグメント損失2億9百万円）となりました。

<海外事業>

海外事業では、135店舗（うち、FC等110店舗）を出店し、88店舗（うち、FC等70店舗）を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は575店舗（うち、FC等403店舗）となりました。

前連結会計年度に、香港にて飲食事業を行うTam Jai International Co. LimitedおよびBEST NEW MANAGEMENT LIMITED等を子会社化したことにより、当連結会計年度の業績は大幅な増収となりました。この結果、売上収益は前期比198億17百万円増加し、302億42百万円となりました。セグメント利益は前期比24億66百万円増加し、32億58百万円となりました。

<その他>

その他では、74店舗を出店し、13店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は218店舗（うち、FC等10店舗）となりました。

なお、その他には「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「コナズ珈琲」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等が含まれております。

この結果、売上収益は191億55百万円（前期比83.5%増）となり、セグメント損失は14億73百万円（前期はセグメント損失8億82百万円）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ4億円減少し、143億98百万円（前期比2.7%減）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は84億16百万円（前期比14.7%減）となりました。これは主に税引前利益が13億37百万円、減価償却費及び償却費が50億98百万円、減損損失が36億30百万円、法人所得税の支払額が38億12百万円あったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は142億10百万円（前期比64.3%減）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が90億32百万円、持分法で会計処理されている投資の取得による支出が22億72百万円あったこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は55億34百万円（前期比84.2%減）となりました。これは主に長期借入れによる収入が513億58百万円あった一方で、短期借入金の純減額が345億78百万円、長期借入金の返済による支出が77億28百万円及び自己株式の取得による支出が21億46百万円あったこと等によるものです。

③生産、受注及び販売の実績

当社グループは、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っておりますので、生産実績と受注実績は記載しておりません。

a. 仕入実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	前年同期比 (%)
丸亀製麺（百万円）	22,718	98.4
とりどーる（百万円）	548	87.6
豚屋とん一（百万円）	1,181	112.8
海外事業（百万円）	8,329	307.8
その他（百万円）	6,690	179.7
合計（百万円）	39,466	126.5

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

b. 販売実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	前年同期比 (%)
丸亀製麺（百万円）	89,944	99.5
とりどーる（百万円）	1,829	89.7
豚屋とん一（百万円）	3,852	119.6
海外事業（百万円）	30,242	290.1
その他（百万円）	19,155	183.5
合計（百万円）	145,022	124.5

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

### ①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しております。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における資産、負債の報告金額及び収益、費用の報告金額に影響を与える見積り、判断及び仮定を使用することが必要となります。当社グループの経営陣は連結財務諸表作成の基礎となる見積り、判断及び仮定を過去の経験や状況に応じ合理的と判断される入手可能な情報により継続的に検証し、意思決定を行っております。しかしながら、これらの見積り、判断及び仮定は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

なお、連結財務諸表の作成のための重要な会計基準等は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針」に記載されているとおりであります。

### ②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、以下のとおりであります。

#### 経営成績の分析

当連結会計年度における売上収益は、1,450億22百万円、営業利益23億2百万円、税引前利益13億37百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益2億67百万円となりました。

売上収益及び売上原価の増加要因は、国内での商品施策や販売促進の強化、海外での新規出店等によるものであり、売上総利益は1,059億4百万円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、新規出店に伴う人件費及び地代家賃の増加、販売促進に伴う広告宣伝費の増加等により、986億34百万円となりました。

また、当連結会計年度におきましては、一部不採算店舗の店舗設備等につき、減損損失36億30百万円を計上いたしました。

当連結会計年度のROEについては、減損損失計上により当期利益が減少し、0.8%（前期比△12.4%）へ低下いたしました。

#### 財政状態の分析

##### (資産)

当連結会計年度末における資産は、前連結会計年度末に比べ63億8百万円増加し、1,178億33百万円（前期比5.7%増）となりました。これは主に有形固定資産、無形資産及びのれん、その他の金融資産がそれぞれ前連結会計年度末に比べ13億12百万円、17億88百万円、19億96百万円増加したことによるものです。

##### (負債・資本)

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べ87億74百万円増加し、828億30百万円（前期比11.8%増）となりました。これは主に短期借入金が前連結会計年度末に比べ345億16百万円減少したものの、長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）が前連結会計年度末に比べ436億30百万円増加したことによるものです。

資本は、利益剰余金の減少等により前連結会計年度末に比べ24億66百万円減少し、350億3百万円（前期比6.6%減）となりました。

#### 経営成績に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりです。

#### キャッシュ・フローの状況の分析

「(1)経営成績等の状況の概況 ②キャッシュ・フロー状況」に記載のとおりです。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりです。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資、子会社株式の取得等によるものであります。当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は62,674百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は14,398百万円となっております。

(経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報)

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則(第7章及び第8章を除く。以下「日本基準」という。)により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりであります。

(有形固定資産)

当社グループは、日本基準では、2015年3月期に主として定率法から定額法に変更しております。また、IFRSでは、主として定額法を採用しており、当該影響により、前連結会計年度は、有形固定資産が27億5百万円、販売費及び一般管理費が4億60百万円増加しており、当連結会計年度は、有形固定資産が23億47百万円、販売費及び一般管理費が3億70百万円増加しております。

(無形資産及びのれん)

日本基準では、合理的に見積もられた無形資産及びのれんの効果が及ぶ期間にわたって定額法により償却しますが、IFRSでは、耐用年数を確定できない無形資産及び企業結合により発生したのれんは、償却せずに定期的に減損テストを行います。当該影響により、前連結会計年度は、無形資産及びのれんは25億26百万円増加し、販売費及び一般管理費は17億44百万円減少しており、当連結会計年度は、無形資産及びのれんは65億17百万円増加し、販売費及び一般管理費は40億23百万円減少しております。

#### 4【経営上の重要な契約等】

(株式取得による会社等の買収)

(MC GROUP PTE. LTD. の買収)

当社は、2018年10月24日開催の取締役会において、シンガポールで飲食事業を営むMC GROUP PTE. LTD. の発行済株式210,000株（発行済株式総数の70.0%）を取得し子会社化することを決議いたしました。

また、同日付で株式譲渡契約を締結し、2018年12月3日付で株式取得を完了いたしました。

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 6. 子会社の取得」に記載しております。

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 第3【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においても、販売拡大を目的として店舗展開のための設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度は「丸亀製麺」を中心に133店舗（直営のみ）の新規出店等を行った結果、当連結会計年度の設備投資総額は、有形固定資産9,425百万円、無形資産213百万円、建設協力金302百万円、敷金・保証金759百万円の合計10,699百万円となりました。

なお、一部業績不振等により、減損損失3,329百万円を計上しております。

当連結会計年度の設備投資をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

#### (1) 丸亀製麺

当連結会計年度における主な設備投資は、ロードサイドへの出店15店舗及びショッピングセンター内への出店12店舗の計27店舗の新規出店に係わる投資や既存店における店舗設備の取得及び更新等を中心とする総額3,556百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### (2) とりどーる

当連結会計年度における主な設備投資は、新規出店はなく、既存店における店舗設備の取得及び更新を中心とする総額35百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### (3) 豚屋とん一

当連結会計年度における主な設備投資は、ロードサイドへの出店0店舗及びショッピングセンター内への出店7店舗の計7店舗の新規出店に係わる投資や既存店における店舗設備の取得及び更新等を中心とする総額315百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### (4) 海外事業

当連結会計年度における主な設備投資は、14店舗（直営のみ）の新規出店に係わる投資や既存店における店舗設備の取得及び更新を中心とする総額1,491百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（注）14店舗の新規出店には企業結合の取得による店舗数の増加（11店舗）は含まれておりません。

#### (5) その他

当連結会計年度における主な設備投資は、74店舗（直営のみ）の新規出店に係わる投資や既存店における店舗設備の取得及び更新を中心とする総額5,033百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### (6) 全社資産

当連結会計年度における主な設備投資は、提出会社において、社内業務管理システムの構築を中心とする総額271百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

## 2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

セグメント の名称 (地区)	店舗 数 (店)	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	リース 資産	敷金・保証 金及び 建設協力金	合計	
丸亀製麺 (北海道地区)	—	営業店舗用 設備	— <4,159>	570	54	105	236	965	— (—)
丸亀製麺 (東北地区)	—	営業店舗用 設備	— <7,217>	569	96	249	444	1,359	— (—)
丸亀製麺 (関東地区)	—	営業店舗用 設備	— <42,191>	4,385	797	549	2,761	8,491	— (—)
丸亀製麺 (中部地区)	—	営業店舗用 設備	— <26,961>	2,822	374	455	1,334	4,985	— (—)
丸亀製麺 (近畿地区)	—	営業店舗用 設備	— <27,892>	2,609	462	293	1,466	4,831	— (—)
丸亀製麺 (中国地区)	—	営業店舗用 設備	— <12,280>	1,104	167	263	721	2,255	— (—)
丸亀製麺 (四国地区)	—	営業店舗用 設備	— <3,534>	383	42	57	235	717	— (—)
丸亀製麺 (九州地区)	—	営業店舗用 設備	— <13,230>	1,258	204	299	960	2,720	— (—)
とりどーる (関東地区)	—	営業店舗用 設備	— <—>	—	—	—	5	5	— (—)
とりどーる (近畿地区)	—	営業店舗用 設備	— <4,396>	137	9	4	151	302	— (—)
豚屋とん一 (東北地区)	—	営業店舗用 設備	— <81>	42	10	—	5	57	— (—)
豚屋とん一 (関東地区)	—	営業店舗用 設備	— <863>	127	36	—	75	238	— (—)
豚屋とん一 (中部地区)	—	営業店舗用 設備	— <278>	52	15	—	30	97	— (—)
豚屋とん一 (近畿地区)	—	営業店舗用 設備	— <1,543>	331	56	—	109	496	— (—)
豚屋とん一 (中国地区)	—	営業店舗用 設備	— <89>	36	7	—	7	50	— (—)
豚屋とん一 (四国地区)	—	営業店舗用 設備	— <162>	41	11	—	11	62	— (—)
豚屋とん一 (九州地区)	—	営業店舗用 設備	— <376>	73	16	—	23	112	— (—)



セグメント の名称 (地区)	店舗 数 (店)	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	リース 資産	敷金・保証 金及び 建設協力金	合計	
その他 (北海道地区)	—	営業店舗用 設備	— <531>	7	3	—	13	23	— (—)
その他 (東北地区)	—	営業店舗用 設備	— <141>	45	11	—	9	65	— (—)
その他 (関東地区)	—	営業店舗用 設備	— <6,930>	1,865	441	—	752	3,059	— (—)
その他 (中部地区)	—	営業店舗用 設備	— <473>	91	30	—	43	164	— (—)
その他 (近畿地区)	—	営業店舗用 設備	— <4,613>	1,142	193	27	343	1,704	— (—)
その他 (中国地区)	—	営業店舗用 設備	— <771>	266	69	—	30	365	— (—)
その他 (四国地区)	—	営業店舗用 設備	— <615>	94	6	—	21	120	— (—)
その他 (九州地区)	—	営業店舗用 設備	— <1,581>	418	66	22	100	606	— (—)
店舗計	—	営業店舗用 設備	—	18,466	3,176	2,322	9,885	33,849	— (—)
本社等	—	事務所 設備等	— <2,379>	216	148	—	637	1,001	205 (14)
合 計	—	—	—	18,682	3,324	2,322	10,522	34,850	205 (14)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。  
3. < >内の面積は、外数で賃借分を示しております。  
4. 従業員数は、就業人員であり、( )内に、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人員)を外数で記載しております。  
5. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

## (2) 国内子会社

2019年3月31日現在

セグメント の名称 会社名 (所在地)	店舗 数 (店)	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	リース 資産	敷金及び 保証金、 建設協力金	合計	
丸亀製麺他 株式会社トリドール ジャパン (兵庫県神戸市)	1,051 (1,051)	営業店舗 用設備	—	—	—	—	—	—	802 (11,596)
その他 株式会社ソノコ (東京都中央区他)	1	営業店舗 用設備、 事務所設 備等	—	121	27	2	105	256	96 (24)
その他 株式会社アクティブ ソース (東京都品川区他)	49	営業店舗 用設備、 事務所設 備等	—	540	38	98	159	836	60 (170)
その他 株式会社ZUND (兵庫県姫路市他)	45	営業店舗 用設備、 事務所設 備等	—	1,751	194	—	223	2,168	231 (421)
合 計	1,146	—	—	2,412	259	100	488	3,260	1,189 (12,211)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額には建設仮勘定の金額を含んでおりません。

3. 従業員数は、就業人員であり、( ) 内に、臨時従業員の年間平均雇用人員 (1日8時間勤務換算による月平均人員) を外数で記載しております。

4. 店舗数の( ) は、親会社である株式会社トリドールホールディングスと利用契約を結んでいる店舗数であります。

5. 株式会社トリドールジャパンのセグメントは、丸亀製麺、とりどーる、豚屋とん一及びその他であります。

6. 2019年3月31日現在未開店店舗が31店含まれております。未開店店舗の状況は以下のとおりです。

丸亀製麺	(関東地区)	6店
丸亀製麺	(中部地区)	1店
丸亀製麺	(近畿地区)	1店
その他	(関東地区)	13店
その他	(中部地区)	5店
その他	(近畿地区)	2店
その他	(九州地区)	3店

7. 2019年3月末日現在の店舗の設置状況は以下のとおりです。なお、客席数について、ショッピングセンター内の店舗で座席が共用となっている店舗については、集計の対象から除いております。

所在地	店舗数	客席を有する店舗数	客席数
北海道 地区	30	22	1,697
東北 地区	44	34	2,935
関東 地区	333	229	17,140
中部 地区	166	126	10,538
近畿 地区	237	159	12,635
中国 地区	73	60	4,948
四国 地区	29	20	1,561
九州 地区	93	66	5,447
店舗合計	1,005	716	56,901

## (3) 在外子会社

2019年3月31日現在

セグメント の名称 会社名 (所在地)	店舗 数 (店)	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	リース 資産	敷金・保証 金及び 建設協力金	合計	
海外事業 台湾東利多股份有限 公司 (台北他)	34	営業店舗用 設備等	—	286	229	—	15	529	119 (382)
海外事業 TORIDOLL KOREA CORPORATION (ソウル他)	6	営業店舗用 設備等	—	46	7	—	95	148	54 (23)
海外事業 TOKYO TABLE HOLDINGS, LLC (ロサンゼルス他)	1	営業店舗用 設備等	—	30	—	—	6	36	3 (22)
海外事業 Tam Jai International Co. Limited (香港他)	53	営業店舗用 設備等	—	542	333	—	538	1,413	1,080 (54)
海外事業 BEST NEW MANAGEMENT LIMITED (香港他)	54	営業店舗用 設備等	—	296	90	—	333	719	1,003 (96)
海外事業 MARUGAME UDON USA, LLC (デラウェア他)	6	営業店舗用 設備等	—	561	119	—	80	759	21 (62)
海外事業 WOK TO WALK US MANAGEMENT, INC. (ニューヨーク他)	2	営業店舗用 設備等	—	14	12	—	26	53	3 (25)
海外事業 MC GROUP PTE. LTD. (シンガポール他)	13	営業店舗用 設備等	—	—	109	—	111	220	79 (34)
合 計	169	—	—	1,775	899	—	1,204	3,878	2,362 (698)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 帳簿価額には建設仮勘定の金額を含んでおりません。  
3. 従業員数は、就業人員であり、( ) 内に、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人員)を外数で記載しております。  
4. 在外子会社の資産は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名	セグメント の名称	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出会社	丸亀製麺 池田店 他6店 (大阪府池田市他)	丸亀製麺	359	51	自己資金、 借入金	2019年1月 ～2019年5月	2019年4月 ～2019年6月
	コナズ珈琲 熊本店 他5店 (熊本市東区他)	その他	440	31	自己資金、 借入金	2019年2月 ～2019年3月	2019年4月 ～2019年6月
Tam Jai International Co. Limited	雲南ヌードル チョイ ミン ショッピ ングセンター店 他2店 (香港)	海外事業	125	80	自己資金	2019年2月 ～2019年3月	2019年4月 ～2019年6月
BEST NEW MANAGEMENT LIMITED	雲南ヌードル コーンヒルプラザ店 他2店 (香港)	海外事業	140	31	自己資金	2019年2月 ～2019年5月	2019年4月 ～2019年6月
MARUGAME UDON USA, LLC	Marugame Udon The BLOC店 (米国)	海外事業	217	150	自己資金、 借入金	2018年8月	2019年6月

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 設備の内容はすべて営業店舗用設備であります。  
 3. 投資予定額には敷金及び保証金、建設協力金が含まれております。

#### (2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	115,200,000
計	115,200,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	43,489,576	43,492,876	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	43,489,576	43,492,876	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

《当社従業員に対するもの》

決議年月日	2009年6月26日
付与対象者の区分及び人数	従業員 211名
新株予約権の数 ※	261個 [255個] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 52,200株 [51,000株] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1,025円とする。(注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	2012年6月26日～2019年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1,556.61円 (注) 3、5 資本組入額 778.305円
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社連結子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議をもって特に認める場合はその限りではない。 新株予約権の割り当てを受けた者が、会社に対してなんらかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。 新株予約権の割り当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。 その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めることによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式200株とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で普通株式の発行を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）には次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記（3）にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得事由及び条件
    - 1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
    - 2) 当社は、新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
5. 2011年10月1日付で1株につき200株の割合で株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

《当社取締役、監査役及び従業員に対するもの》

決議年月日	2012年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社従業員 482名
新株予約権の数 ※	1,305個 [1,289個] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 130,500株 [128,900株] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1,402円とする。 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2015年6月28日～2022年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1,948円 (注) 3、4 資本組入額 974円
新株予約権の行使の条件 ※	1個の新株予約権の一部行使は認めない。 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社連結子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、又は、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。 新株予約権者が、当社又は当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株（以下「付与株式数」という。）とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。  
行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。  
なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$



また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (2) 増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
（注）3に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使の条件  
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び取得の条件
  - 1) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
  - 2) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

《当社取締役及び従業員に対するもの》

決議年月日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員を除く） 2名 当社取締役（監査等委員） 3名 当社従業員 666名
新株予約権の数 ※	3,393個 [3,359個] （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 339,300株 [335,900株] （注）1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1,952円とする。 （注）2
新株予約権の行使期間 ※	2018年6月26日～2025年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,554円 （注）3、4 資本組入額 1,277円
新株予約権の行使の条件 ※	1個の新株予約権の一部行使は認めない。 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社連結子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、又は、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。 新株予約権者が、当社又は当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株（以下「付与株式数」という。）とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (2) 増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
（注）3に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使の条件  
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び取得の条件
  - 1) 当社が消滅会社となる合併契約もしくは新設合併計画が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
  - 2) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

《取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、特に断りがない限り本事項において同じ。）、執行役員及び従業員並びに当社指定の子会社の取締役および従業員》

決議年月日	2018年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員を除く） 3名 当社取締役（監査等委員） 3名 当社執行役員 2名 当社従業員 151名 当社指定の子会社取締役 1名 当社指定の子会社従業員 497名
新株予約権の数 ※	5,127個 [5,100個] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 512,700株 [510,000株] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり2,565円とする。(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2021年6月28日～2028年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 3,203円 (注) 3、4 資本組入額 1,601.5円
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株（以下、「付与株式数」という。）とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
  - (2) 増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
5. 新株予約権の行使の条件
  - (1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
  - (2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社連結子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役若しくは執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、又は、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
  - (3) 新株予約権者が、当社又は当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
  - (4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - (5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記（3）にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
（注）3に準じて決定する。
  - (7) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
（注）5に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び取得の条件
    - 1) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
    - 2) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年4月1日～ 2014年11月27日(注)1	18,200	39,314,800	14	1,372	14	1,429
2014年11月27日(注)2	3,200,000	42,514,800	2,017	3,389	2,017	3,446
2014年11月28日～ 2014年12月25日(注)1	19,400	42,534,200	15	3,404	15	3,462
2014年12月25日(注)3	600,000	43,134,200	378	3,782	378	3,840
2014年12月26日～ 2015年3月31日(注)1	36,600	43,170,800	28	3,811	28	3,868
2015年4月1日～ 2016年3月31日(注)1	135,700	43,306,500	117	3,927	117	3,985
2016年4月1日～ 2017年3月31日(注)1	73,700	43,380,200	68	3,995	68	4,053
2017年4月1日～ 2017年7月14日(注)1	11,800	43,392,000	10	4,005	10	4,062
2017年7月14日(注)4	5,145	43,397,145	7	4,012	7	4,070
2017年7月15日～ 2018年3月31日(注)1	51,700	43,448,845	45	4,057	45	4,115
2018年4月1日～ 2018年7月26日(注)1	14,300	43,463,145	16	4,073	16	4,131
2018年7月27日(注)5	531	43,463,676	0	4,073	0	4,131
2018年7月28日～ 2019年3月31日(注)1	25,900	43,489,576	27	4,100	27	4,158

(注) 1. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,315円

発行価額 1,260.76円

資本組入額 630.38円

払込金総額 4,034百万円

3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価額 1,260.76円

資本組入額 630.38円

割当先 大和証券㈱

4. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行

発行価額 2,820円

資本組入額 1,410円

割当先 当社の取締役(監査等委員を除く)4名、当社の執行役員3名

5. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行及び自己株式の処分

発行価額 2,399円

資本組入額 247円

払込総額 13,508,769円

割当先 当社の取締役(監査等委員除く)4名、当社の執行役員2名

なお、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行531株と同時に自己株式の処分5,100株を行っており、合計5,631株に発行価額2,399円を乗じた金額が払込総額となっております。資本組入額は、処分した自己株式の帳簿価額13百万円と払込総額との差額より計算しております。

6. 2019年4月1日から2019年5月31日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行済株式総数が3,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3百万円増加しております。

## (5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	27	25	250	132	50	62,046	62,530	—
所有株式数（単元）	—	56,306	4,483	60,256	15,743	107	297,900	434,795	10,076
所有株式数の割合（%）	—	12.95	1.03	13.86	3.62	0.02	68.52	100.00	—

（注）自己株式910,009株は、「個人その他」に9,100単元、「単元未満株式の状況」に9株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
栗田 貴也	東京都港区	13,784,701	32.37
有限会社ティーアンドティー	東京都港区虎ノ門1丁目23-2	5,580,000	13.10
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	東京都港区西新橋1丁目3番1号	1,868,000	4.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,093,900	2.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	708,600	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	東京都中央区晴海1丁目8-11	475,600	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	東京都中央区晴海1丁目8-11	321,900	0.76
アリアケジャパン株式会社	東京都渋谷区恵比寿南3丁目2-17	300,000	0.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	東京都中央区晴海1丁目8-11	296,200	0.70
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. （東京都港区港南2丁目15-1）	264,600	0.62
計	—	24,693,501	57.99

（注）1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	1,868,000株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,093,900株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	708,600株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	475,600株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	321,900株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	296,200株

2. 特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行の所有株式数の内、1,268,000株は栗田利美氏から、300,000株は栗田貴也氏から、300,000株は有限会社ティーアンドティーから委託された信託財産であり、議決権行使に関する指図者は、それぞれ栗田利美氏、栗田貴也氏及び有限会社ティーアンドティーであります。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 910,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,569,500	425,695	—
単元未満株式	普通株式 10,076	—	—
発行済株式総数	43,489,576	—	—
総株主の議決権	—	425,695	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式9株が含まれています。

## ② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社トリドールホールディングス	神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号	910,000	—	910,000	2.10
計	—	910,000	—	910,000	2.10



## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第459条第1項の規定に基づく当社定款の定めによる取締役会決議による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2018年6月27日) での決議状況 (取得期間 2018年7月2日~2018年7月13日)	6,750	13,500,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	5,100	13,246,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,650	253,400
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	24.4	1.9
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	24.4	1.9

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2018年8月13日) での決議状況 (取得期間 2018年8月14日~2018年9月20日)	910,000	3,903,900,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	910,000	2,132,206,200
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	1,771,693,800
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	45.4
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	45.4

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他 (譲渡制限付株式報酬による自己株式の処 分)	5,100	13,246,600	—	—
保有自己株式数	910,009	—	910,009	—

### 3【配当政策】

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題のひとつに位置付け、将来の事業展開と経営体質の強化のため必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当をしていくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、剰余金の配当の決定機関は取締役会としております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり1.5円の配当を実施いたしました。

内部留保資金につきましては、店舗の新設及び改装費のほか、今後の事業展開のための人材の育成など、将来の利益に貢献する有効な投資資金として活用しつつ、より一層の財務体質強化にも努める所存であります。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年5月14日 取締役会決議	64	1.50

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、意思決定の迅速化により機動力を発揮し、経営拡大の迅速化と健全性及び透明性を維持することを方針としており、その実現のため、経営組織体制や仕組みを整備しております。

当社は、経営の監査・監督機関として監査等委員会を設置し、各委員は取締役会への出席を行い、経営意思決定時には、経営の健全性に注視した立場での発言及び必要なアドバイスならびに議決権行使を行うとともに、同時に開催される監査等委員会にて情報の共有化を図っております。

また、ステークホルダーに対しては、公開性のある経営を目指し、迅速な情報開示に努めております。

#### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### イ 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### (a) 企業統治の体制の概要

当社は、有価証券報告書提出日現在、取締役7名（うち社外取締役3名）の少人数の経営体制を当面維持することによって、意思決定を迅速化し、機動力を発揮するとともに、公開性のある経営を目指し、タイムリーな情報開示に努め、ステークホルダーに対する企業価値の最大化を図っております。

また、当社は、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

###### (b) 設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名

###### a 株主総会

###### 1) 目的及び権限

会社の所有者である株主で構成された会議体で、会社の最高意思決定機関として基本的事項について意思決定を行う。

###### 2) 構成員

議決権を有する株主62,529名

###### ○株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

###### ○剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、資本政策及び配当政策を機動的に遂行するためであります。

###### b 取締役会

###### 1) 目的及び権限

株主から会社経営を受託した取締役により構成された会議体で、会社の重要事項について意思決定を行う。

###### 2) 構成員

代表取締役栗田貴也、取締役田中公博、同小林寛之、同神原政敏、社外取締役（監査等委員）梅木利泰、同梅田浩章及び同片岡牧の7氏

###### ○取締役の定数

当社の取締役（監査等委員を除く）は7名以内、取締役（監査等委員）は4名以内とする旨定款に定めております。

###### ○取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

○取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）であった者の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものであります。

c 監査等委員会

1) 目的及び権限

株主から会社経営の監査・監督を受託した監査等委員により構成された会議体で、取締役の職務の執行を監査・監督する。

2) 構成員

監査等委員長（社外取締役）梅木利泰、監査等委員（社外取締役）梅田浩章及び同片岡牧の3氏

d 会計監査人

1) 目的及び権限

株主から会社の会計監査を受託し、会社の計算書類等を監査する。

2) 構成員

有限責任あずさ監査法人

○責任限定契約の内容の概要

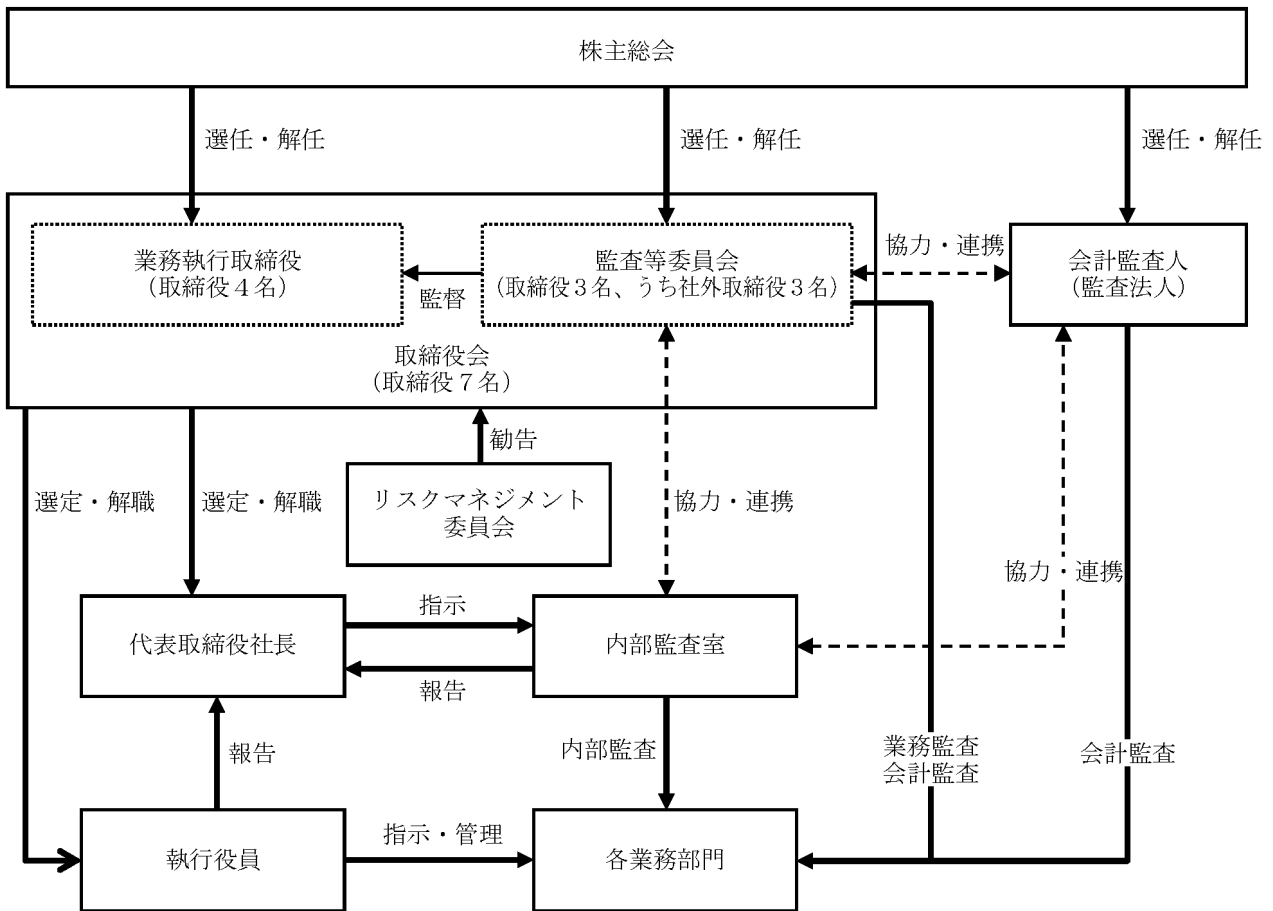
当社と社外取締役及び会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております

(c) 当該体制を採用する理由

当社は、少人数の経営体制により意思決定を迅速化して機動力を発揮するため、また、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るために、2015年6月26日開催の第25期定時株主総会で、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

ロ 業務執行、監視の仕組み



③ 企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

当社は、適正な業務執行のための体制の整備及び運用の基本方針として、2015年6月26日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を次のとおり決定しております。

- 1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a 当社の取締役会は、原則として月1回、かつ、必要に応じて随時開催し、法令、定款及び取締役会規程その他の社内規程に従い重要な業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
  - b 当社の監査等委員会は、独立した立場で業務執行取締役の職務の執行を監査する。
  - c 当社は、代表取締役社長に直属する部門として、内部監査室を設置する。内部監査室は、当社グループの内部統制の適切性及び有効性を経営方針に照らして、独立した立場で検証及び評価し、その結果に基づく改善提案を通じて、経営の健全性及び効率性の向上に資する。
  - d 当社グループの取締役及び使用人は、『企業倫理憲章』及び『トリドール行動基準』を基に行動し、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
  - e 当社は、法令及び定款等に違反する行為を当社グループの取締役及び使用人が発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
  - f 当社グループは、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、不当な要求には決して応じず、警察当局との連携をとり、断固としてこれを拒絶する。

- 2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a 当社の取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務の執行に係る重要な情報・文書（電子化情報を含む。以下同じ。）は、文書管理規程その他社内規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）する。
  - b 当社の監査等委員会が求めたときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、いつでも当該文書を閲覧に供する。
  - c 当社の取締役は、法令及び金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。
  
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a 当社は、当社グループの平常時における業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うためにリスクマネジメント規程を定め、グループ全体のリスク管理体制を整備する。
  - b 当社は、当社グループのリスク管理の実効性を確保するため代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクを評価検討し、リスク管理推進に関わる課題や対応策を協議し承認する。
  - c 当社は、有事の際の迅速かつ適切な対応に備え、危機管理規程を定め、損失の最小化、損害の復旧及び再発防止のためのグループ全体の危機管理体制を整備する。
  - d 当社は、各部門、各店舗及び各子会社において、経営の内外的環境変化や、法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに当社の担当部門に報告される体制を構築するとともに、その重大性に応じて担当部門を管掌する取締役が速やかに取締役会に報告する。
  - e 当社は、食品を扱う企業として食品の衛生管理は何よりも優先される事項と認識し、全社横断的な委員会である食品衛生管理委員会を設置し、平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは直ちに適切な対応を行う。
  
- 4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a 当社は、当社グループの中長期経営計画を策定し、グループ全体の経営の目標を設定する。また、中長期経営計画は、経営を取り巻く内外の環境の変化に柔軟に対応すべく毎年度見直しを行う。
  - b 当社グループの各年度の予算は、中長期経営計画とリンクして策定され、当社の事業部門別及び各子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。
  - c 当社の取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程において定め、付議にあたっては、経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制を整備する。
  - d 当社は、日常の業務遂行に際しては、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、また当社子会社の取締役会等で定期的に業務方針を共有することで、当社グループの各レベルの責任者が意思決定ルールに則り関連部門と連携して適切かつ効率的に業務を遂行するとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。
  
- 5) 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a 当社は、子会社管理の主管部門を当社の経営企画室と定め、当社グループの中長期経営計画のもと、各子会社の自主的かつ機動的な運営を尊重しつつグループ全体で緊密な連携を保持することにより、企業集団としての事業発展及び経営効率の向上を図る。
  - b 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の重要事項につき事前協議及び承認を義務付けるとともに、子会社の取締役から子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項につき定期的に報告を受ける。
  - c 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じて子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
  
- 6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
監査等委員会の職務は、当社の総務部の使用人がこれを補助する。

- 7) 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査等委員会の職務を補助する総務部の使用人の任命、異動及び評価については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
  - b 同使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合にあっても監査等委員会の指示事項を優先して処理する。
- 8) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- a 監査等委員会は、取締役会その他の重要な会議を通じ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から重要事項の報告を受ける。そのほか、当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
  - b 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい影響を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあることを発見したときは、監査等委員会に速やかに報告する。
- 9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- 10) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について当社に対し費用の前払い等の請求をした際には、当該請求に係る費用または債務が当該職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - b 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもって意見交換を行うほか、必要に応じて他の取締役、当社子会社の監査役（またはこれらに相当する者）、内部監査室長または会計監査人とも情報交換を行い十分なコミュニケーションを図る。
  - c 監査等委員会を原則として月1回、かつ、必要に応じて随時開催し、法令、定款及び監査等委員会規程その他の社内規程に従い重要事項について協議する。
- (b) リスク管理体制の整備の状況
- 当社は、業務執行に係るリスクを総合的に認識、評価し、適切な対応を行うため、リスクマネジメント規程を定め、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置しております。
- 委員長は、経営を取巻く内外環境の変化や、法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険が発見された場合、委員を招集して事実関係を把握し、対策を指示するとともに、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部門から報告させる体制をとっております。
- また、内部監査室は、本社各部門及び店舗を定期的に監査する事によって、リスクの所在を早期発見し、業務執行責任者である社長に報告できる体制を整えております。

## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	栗田 貴也	1961年10月28日生	1985年8月 トリドール三番館創業 1990年6月 有限会社トリドールコーポレーション 代表取締役社長就任 1995年10月 株式会社トリドール (現株式会社トリドールホールディングス) へ組織変更、 代表取締役社長就任 (現任)	(注)3	13,784,701
常務取締役 海外事業 本部長	田中公博	1970年7月10日生	1995年4月 東拓工業株式会社入社 2005年1月 山田ビジネスコンサルティング株式会社 入社 2008年4月 株式会社サンマルクホールディングス入 社 2008年9月 株式会社サンマルクカフェ出向 2009年4月 同社取締役就任 2010年6月 同社常務取締役就任 2011年4月 当社入社 2011年7月 当社営業本部長 2012年6月 当社取締役営業本部長就任 2013年11月 当社営業本部長及び情報システム部担当 2016年4月 当社常務取締役就任 2016年4月 当社第2営業本部長並びに第1営業本 部、営業サポート部及びインフォメーシ ョンテクノロジー部担当 2016年10月 当社営業サポート部、インフォメーショ ンテクノロジー部及び海外事業推進プロ グラム担当 2018年12月 当社常務取締役海外事業本部長 (現任)	(注)3	3,153
常務取締役 管理本部長 兼経営企画室長	小林 寛之	1978年6月19日生	2005年3月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人 トーマツ) 入社 2007年10月 パレス・キャピタル株式会社入社 2013年9月 当社入社 2013年9月 当社経営企画室長 2016年2月 当社執行役員経営企画室長就任 2017年6月 当社取締役経営企画室長就任 2018年6月 当社常務取締役経営企画本部長就任 2019年4月 当社常務取締役管理本部長 兼 経営企画 室長 (現任)	(注)3	1,753
取締役 SCM本部長	神原 政敏	1959年1月30日生	1981年4月 株式会社ウエンコジャパン (ダイエーグ ループ) 入社 2003年6月 フードビジネスコンサルティング設立 2013年7月 当社品質管理室長 2013年9月 当社購買部長 2015年1月 当社購買部長兼商品部長 2016年2月 当社執行役員購買部長兼商品部長 2016年4月 当社執行役員商品本部長 2018年6月 当社取締役商品本部長 2019年4月 当社取締役SCM本部長 (現任)	(注)3	1,766
取締役 (監査等委員)	梅木 利泰	1961年8月11日生	1992年10月 監査法人朝日新和会計社 (現有限責任 あずさ監査法人) 入社 1997年4月 公認会計士登録 2003年10月 日野総合会計事務所所長 (現任) 2008年9月 株式会社日野ビジネスコンサルティング (現SFCブレインコンサルティング株式 会社) 代表取締役 (現任) 2011年6月 当社監査役就任 2015年6月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 監査法人アイ・ピー・オー社員	(注)4	2,300



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	梅田 浩章	1966年12月13日生	1994年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入社 1998年4月 公認会計士登録 2004年8月 梅田浩章公認会計士事務所所長（現任） 2004年9月 税理士登録 2011年3月 不二精機株式会社社外監査役（現任） 2013年4月 株式会社イーサーブ代表取締役（現任） 2017年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 監査法人アイ・ピー・オー社員	(注)4	100
取締役 (監査等委員)	片岡 牧	1971年2月24日生	2009年12月 弁護士登録 2009年12月 堂島法律事務所入所 2014年6月 株式会社地域経済活性化支援機構へ出向 2016年9月 堂島法律事務所へ復帰（現任） 2017年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)4	-
計					13,793,773

- (注) 1. 取締役梅木利泰、取締役梅田浩章及び取締役片岡牧は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。  
委員長 梅木利泰、委員 梅田浩章、委員 片岡牧
3. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
豊田 孝二	1968年2月3日生	1991年4月 明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 1996年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入社 2004年10月 弁護士登録 2004年10月 弁護士法人三宅法律事務所入所 2004年11月 公認会計士登録 2012年4月 アクシア法律会計事務所所長（現任） （重要な兼職の状況） アクシア法律会計事務所所長 株式会社ダイサン社外取締役（監査等委員） 太洋マシナリー株式会社社外監査役 学校法人大阪経済大学監事	-

6. 当社は、優秀な人材を執行役員に登用し、権限と責任の明確化のもと中長期計画を迅速かつ機動的に実行するため、2016年2月1日付で執行役員制度を導入いたしました。本有価証券報告書提出日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	小宮 孝一	店舗開発本部長
執行役員	恩田 和樹	国内事業本部長 株式会社トリドールジャパン代表取締役社長

## ② 社外役員の状況

- イ 社外取締役の員数並びに社外取締役と当社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係  
当社の社外取締役は3名であります。

社外取締役梅木利泰は当社株式2,300株を有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的關係、資本的關係、重要な取引關係その他の利害關係はありません。同氏は日野総合会計事務所の所長、SFCブレインコンサルティング株式会社の代表取締役及び監査法人アイ・ピー・オーの社員であります。当該他の会社等と当社の間には、人的關係、資本的關係、重要な取引關係その他の利害關係はありません。また、同氏は過去に当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に所属しておりましたが、当社の社外取締役選任時点においては、同監査

法人を退職しておりました。当社と同監査法人との間には、独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書において、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない旨報告されております。

社外取締役梅田浩章は当社株式100株を有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。同氏は梅田浩章公認会計士事務所の所長、株式会社イーサーブの代表取締役、監査法人アイ・ピー・オーの社員及び不二精機株式会社の社外監査役であります。当該他の会社等と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は過去に当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に所属しておりましたが、当社の社外取締役選任時点においては、同監査法人を退職しておりました。当社と同監査法人との間には、独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書において、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない旨報告されております。

社外取締役片岡牧は当社株式を有しておりません。同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。同氏は堂島法律事務所の弁護士であります。当該他の会社等と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が過去に役員若しくは使用人であった他の会社等との間にも、特別な利害関係はありません。

ロ 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割並びに当該社外取締役の選任状況に関する当社の考え方

当社の社外取締役は、高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能及び役割を果たし、当社の企業統治の有効性に寄与しております。

梅木利泰は、公認会計士としての専門的知識に基づいた的確な意見を得られる事に加えて、以前、当社の顧問であったことから社内業務に精通している事で、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

梅田浩章は、公認会計士としての専門的知識に基づいた的確な意見を得られる事から、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

片岡牧は、弁護士としての専門的知識に基づいた的確な意見を得られる事から、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

ハ 社外取締役の独立性に関する考え方

東京証券取引所及び会社法が定める独立性基準を踏まえ、当社における社外取締役の独立性判断基準を、以下に定める要件を満たした者と定義しております。

なお、当社は社外取締役梅木利泰、梅田浩章及び片岡牧を独立役員に指定しております。

(a) 業務執行者

- 1) 当社又は当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役又は使用人（以下「業務執行者」という。）でなく、かつ、その就任前10年間においても業務執行者でなかったこと。
- 2) その就任の前10年間において当社グループの取締役又は監査役であった者（業務執行者であったものを除く。）については、当該取締役又は監査役の就任前10年間において業務執行者でなかったこと。

(b) 大株主

- 1) 当社の大株主（直接又は間接に10%以上の議決権を保有するものをいう。以下同じ。）若しくはその業務執行者又は当社の大株主の連結子会社の業務執行者でないこと。
- 2) 当社が大株主である法人、組合等の団体の業務執行者でないこと。

(c) 借入先

当社の主要な借入先（当社の連結総資産の2%を超える金額の借入先をいう。）の業務執行者ではないこと。

(d) 取引先

- 1) 当社の主要な取引先（年間取引額が当社の連結売上収益の2%を超えるものをいう。）又はその業務執行者でないこと。
- 2) 当社を主要な取引先とするもの（年間取引額が当該取引先の連結売上収益の2%を超えるものをいう。）又はその業務執行者でないこと。

(e) 会計監査人

当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士でないこと。

(f) 弁護士、コンサルタント等

当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を得ている弁護士、公認会計士、司法書士、弁理士その他の専門家又はコンサルタント等（法人、組合その他の団体である場合は、当該団体に所属する者）でないこと。

(g) 経歴

就任前3年間において、(b)から(f)までのいずれかに該当していないこと。

(h) 親族

(a)から(g)までのいずれかに掲げる者（役員、部長、パートナー、アソシエイト等の重要な者に限る。）の配偶者及び二親等以内の親族でないこと。

(i) 寄付

当社より年間1,000万円を超える寄付金を受領しているもの又はその業務執行者でないこと。

(j) 相互就任関係

当社との間で取締役、執行役又は監査役を相互に派遣している関係でないこと。

(k) 利益相反

(a)から(j)に定めるほか、当社グループと利益相反の生ずるおそれがないこと。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係  
監査等委員会と内部監査室が連携、協力して内部監査規程に基づき各部門の関連法規、諸規程、制度秩序の遵守及び公正、適正な運用と管理状況を監査し、健全性の確保に努めております。

また、当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結んでおり、正しい経営情報を提供するなど独立して公正な立場から監査が実施される環境を整えています。また、当社の監査等委員会及び内部監査室は有限責任 あずさ監査法人と年に複数回の報告会を開催し、連携、協力をとりながら監査を実施しております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されており、監査等委員である各取締役は、監査の独立性を確保した立場から経営に対する適正な監査を行っております。

なお、社外取締役である梅木利泰及び梅田浩章は公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### ② 内部監査の状況

内部監査室長及び内部監査担当者（計7名）は、内部監査規程に基づき、社内の諸規程、制度秩序の遵守及び運用と管理状況を監査し、健全性確保に努めております。

内部監査室、監査等委員である取締役及び有限責任 あずさ監査法人は、相互に連携することにより、計画的な内部監査を実施することで、内部統制の効率性と有効性を高めております。

#### ③ 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

有限責任あずさ監査法人

##### b. 業務を執行した公認会計士

黒木 賢一郎  
岡野 隆樹  
三井 孝晃

##### c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士22名、その他16名であります。

##### d. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会の2015年11月10日付（2017年10月13日改正）「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準拠した基準により、外部会計監査人の選定・評価を行うこととしております。

当連結会計年度の会計監査人選定にあたり、当社の監査等委員会では、監査法人の独立性、専門性、品質管理体制その他監査の実施体制及び監査報酬見積額を考慮し、適正な監査の確保の見地から、前連結会計年度に引き続き有限責任あずさ監査法人に会計監査を委任することが妥当であると判断し、同監査法人を会計監査人に再任いたしました。

なお、当社の監査等委員会は、2019年5月27日開催の委員会で会計監査人再任の適否を審議し、次期連結会計年度についても有限責任あずさ監査法人を再任することが適当であると判断しております。

##### e. 監査等委員会による監査法人の評価

前記d.のとおり、当社の監査等委員会では、日本監査役協会の2015年11月10日付（2017年10月13日改正）「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準拠した基準により、外部会計監査人の選定・評価を行うこととしております。

当連結会計年度において、当社の監査等委員会は、2019年2月12日に有限責任あずさ監査法人に対して同基準に基づきヒアリングを実施し、その回答をもとに審議した結果、同監査法人が独立性、専門性その他適正な監査を行うために必要な体制を確保しており、かつ、同法人による監査が有効性と効率性に配慮して適切に実施されている、と評価いたしました。

#### ④ 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f)iからiiiの規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	60	31	81	38
連結子会社	—	—	—	—
計	60	31	81	38

b. その他重要な報酬の内容

前連結会計年度

一部の連結子会社については、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

当連結会計年度

一部の連結子会社については、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

c. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス業務等があります。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス業務、IFRS第16号に関するアドバイザリー業務、PMI支援業務等です。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針について、当社では特段の定めを設けておりませんが、監査日数、当社の規模、業務の特性等を勘案して決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

###### イ 役員報酬制度の基本的な考え方

当社は、2017年5月31日付で役員等報酬規程を制定し、中長期的な業績と連動する報酬の割合や自社株報酬の割合を高め、もって取締役（監査等委員を除く）に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主との価値の共有を早期に促進する報酬制度を導入しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、基本報酬、短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）及び長期インセンティブ報酬（ストック・オプション、譲渡制限付株式）で構成します。

取締役（監査等委員）の報酬は、基本報酬及び長期インセンティブ報酬（ストック・オプション）で構成します。

###### ロ 報酬決定手続

当社は、取締役会で取締役（監査等委員を除く）の報酬を決定するにあたり、外部専門機関により役員報酬調査データ（業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合を含む）に基づく助言を得ることで、取締役（監査等委員を除く）の報酬水準の客観性を確保しております。

また、監査等委員会では、取締役（監査等委員を除く）の報酬等につき、その内容が業績や職務の遂行状況に照らして相当かどうかを審議しております。審議にあたり当社は、監査等委員会の意見陳述権（会社法第361条第6項）を担保するため、報酬の具体額や業績連動の仕組み等の必要な情報を監査等委員会に提供しております。

なお、取締役（監査等委員）の報酬は、監査等委員の協議により決定されます。

###### ハ 役員報酬等に関する株主総会の決議

当社では、2015年6月26日開催の第25期定時株主総会で、取締役（監査等委員を除く）の報酬額を年額500,000,000円以内、取締役（監査等委員）の報酬額を年額100,000,000円以内とする決議を得ております。

なお、2017年6月29日開催の第27期定時株主総会で、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のため、前記年額500,000,000円の報酬枠の範囲内で年額36,000,000円以内の金銭報酬債権を支給する決議を得ております。

また、2018年6月28日開催の第28期定時株主総会で、ストック・オプションとして、取締役（監査等委員を含む）に対し、前記取締役（監査等委員を除く）の報酬枠（年額500,000,000円）及び取締役（監査等委員）の報酬枠（年額100,000,000円）の範囲内で新株予約権を付与する決議を得ております。

##### ニ 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名または名称、その権限の内容及び裁量の範囲

前記イのとおり、当社では2017年5月31日開催の取締役会で役員等報酬規程を制定し、同規程で役員報酬等の算定方法の決定に関する方針を決定しております。

###### (a) 基本報酬

取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、株主総会で選任された後に開催される取締役会で決定します。

また取締役（監査等委員）の基本報酬は、株主総会で選任された後に開催される監査等委員会において監査等委員の協議で決定します。

なお、取締役（監査等委員を除く）の個別の基本報酬の決定は、取締役会の決議によって代表取締役社長に一任することができます。

###### (b) 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）

後記へのとおりです。

(c) 長期インセンティブ報酬

取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、譲渡制限付株式に係る個別の金銭報酬債権の額は、株主総会で選任された後に開催される取締役会で決定します。なお、取締役会の決議によって、代表取締役社長に一任することができます。

取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、ストック・オプションの付与は、株主総会で決定します。なお、個別の新株予約権の個数は、取締役会の決議によって、代表取締役社長に一任することができます。

取締役（監査等委員）の長期インセンティブ報酬（ストック・オプション）は、株主総会で決定します。なお、個別の新株予約権の個数は監査等委員の協議で決定します。

当社は、役員報酬等の事項を審議する任意の諮問委員会等を設置しておりません。しかし、前記のとおり、毎年5月に取締役の報酬に係る監査等委員会を開催し、代表取締役社長が報酬の内容を直接説明し監査等委員から助言を得る機会を設けております。

ホ 役員報酬等の額の決定過程における取締役会等の活動内容

当連結会計年度においては、第28期定時株主総会の後に開催された2018年6月28日の取締役会で、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬額の決定を代表取締役社長に一任する旨決議されております。また、同日には後記へのとおり、取締役（監査等委員を除く）の短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）についても決議されております。

また、同年7月9日開催の取締役会で、取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、譲渡制限付株式に係る個別の金銭報酬債権の額の決定を代表取締役社長に一任する旨決議されております。

なお、これらの決議に先立ち、2018年5月15日に取締役の報酬に係る監査等委員会を開催し、代表取締役社長が当連結会計年度に係る役員報酬の具体的内容（一任後の決定予定金額を含む）を監査等委員に説明しております。

ヘ 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該報酬の額の決定方法ならびに当連結会計年度における指標の目標及び実績

(a) 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該報酬の額の決定方法

取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬の総額は、取締役会があらかじめ設定した当該事業年度の支給総額を上限とし、当社グループの当該事業年度の連結売上収益及び親会社の所有者に帰属する当期利益を基準に、取締役会があらかじめ設定した予算目標額の達成度に応じて決定されます。当社では、公表される数値であり、また企業規模及び収益性を示す基準として明快であることから、連結売上収益及び親会社の所有者に帰属する当期利益を短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）の指標として採用しております。

また、各取締役（監査等委員を除く）には、上記の業績連動報酬総額を役職位ごとに取締役会であらかじめ定めた役職別係数により按分した金額を支給します。

(b) 当連結会計年度における指標の目標及び実績

当連結会計年度においては、2018年6月28日開催の取締役会で、短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）に係る支給総額、予算目標額の達成度及び役職別係数を決定しました。このうち指標の目標は、予算上の連結売上収益の額の100%以上かつ予算上の連結当期利益の額の110%以上を達成した場合に支給総額の100%、予算上の連結売上収益の額の100%以上かつ予算上の連結当期利益の額の100%以上110%未満を達成した場合に支給総額の50%、を支給することとし、これらの目標のいずれも達成できなかった場合は支給ゼロとしました。

結果的にこれらの指標の目標をいずれも達成することができなかったため、当連結会計年度に係る取締役（監査等委員を除く）の短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）は支給されないこととなりました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （社外取締役を除く）	136	127	4	—	5	5
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	—	—	—	—	—	—
社外役員	14	13	1	—	—	3

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。



(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、価格の変動又は配当によって利益を得ることを目的とするものとそれ以外の目的によるものとに区分しております。

② TDインベストメント株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）であるTDインベストメント株式会社については以下の通りです。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式への投資は、業務提携、取引関係の維持・強化を目的に、当社の企業価値向上に繋がる銘柄について実施いたします。保有の合理性の検証は、親会社である当社に準じます。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	3	226
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当銘柄はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当銘柄はありません。

ハ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当銘柄はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当銘柄はありません。

③ 提出会社における株式の保有状況

提出会社については以下の通りであります。

a. 保有目的が純投資以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式への投資は、業務提携、取引関係の維持・強化を目的に、当社の企業価値向上に繋がる銘柄について実施いたします。また、保有目的の合理性を精査・保有の継続について検討し、取締役会に報告いたします。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	1	9
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当銘柄はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当銘柄はありません。

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当銘柄はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当銘柄はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。

連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を四捨五入して記載しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を四捨五入して記載しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへの参加等を行っております。

また、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
<b>資産</b>			
流動資産			
現金及び現金同等物	20	14,798	14,398
営業債権及びその他の債権	19	5,766	4,416
棚卸資産	18	815	830
その他の流動資産		1,423	2,108
流動資産合計		22,802	21,752
非流動資産			
有形固定資産	12	29,370	30,682
無形資産及びのれん	6,13	39,872	41,660
持分法で会計処理されている 投資	15	4,084	5,477
その他の金融資産	16	12,597	14,594
繰延税金資産	17	1,685	2,719
その他の非流動資産		1,116	949
非流動資産合計		88,724	96,081
資産合計		111,525	117,833
<b>負債</b>			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	26	9,818	9,542
短期借入金	24	34,580	64
1年以内返済予定の長期借入金	24	5,198	10,310
リース債務	24	325	295
未払法人所得税		1,886	278
引当金	25	505	899
その他の流動負債		3,906	4,565
流動負債合計		56,217	25,953
非流動負債			
長期借入金	24	10,246	48,764
リース債務	24	3,457	3,241
引当金	25	1,728	2,180
繰延税金負債	17	2,225	2,140
その他の非流動負債		182	552
非流動負債合計		17,838	56,878
負債合計		74,056	82,830
<b>資本</b>			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金	21	4,031	4,076
資本剰余金	21	4,064	4,085
利益剰余金	21	29,347	28,477
自己株式	21	△0	△2,143
その他の資本の構成要素	21,23,29	△1,200	△516
親会社の所有者に帰属する持分合計		36,242	33,979
非支配持分		1,228	1,024
資本合計		37,470	35,003
負債及び資本合計		111,525	117,833

②【連結純損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結純損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
売上収益	7	116,504	145,022
売上原価		△30,860	△39,117
売上総利益		85,644	105,904
販売費及び一般管理費	8, 28, 29	△77,685	△98,634
減損損失	12, 13	△198	△3,630
その他の営業収益	9	335	562
その他の営業費用	10	△462	△1,900
営業利益		7,635	2,302
金融収益	11	182	356
金融費用	11	△458	△415
金融収益・費用純額		△276	△59
持分法による投資損益	15	△184	△907
税引前利益		7,175	1,337
法人所得税費用	17	△2,513	△1,116
当期利益		4,663	221
当期利益の帰属			
親会社の所有者		4,665	267
非支配持分		△2	△46
当期利益		4,663	221
親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益 (円)			
基本的1株当たり当期利益	22	107.44	6.22
希薄化後1株当たり当期利益	22	106.66	6.19

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
当期利益		4,663	221
その他の包括利益			
純損益に振り替えられる可能性のある項目：			
在外営業活動体の換算差額	23	△1,721	800
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	15, 23	148	△218
その他の包括利益合計		△1,574	582
当期包括利益合計		3,089	802
当期包括利益合計額の帰属			
親会社の所有者		3,019	902
非支配持分		70	△100

③【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分							合計	非支配 持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素					
						在外営業 活動体の 換算差額	新株 予約権	合計			
2017年4月1日残高		3,975	4,007	25,813	△0	117	291	408	34,203	804	35,006
当期利益				4,665				—	4,665	△2	4,663
その他の包括利益	23					△1,646		△1,646	△1,646	72	△1,574
当期包括利益合計		—	—	4,665	—	△1,646	—	△1,646	3,019	70	3,089
新株の発行（新株予約権の 行使）	21	55	55				△34	△34	76		76
株式報酬取引	29	2	2				73	73	76		76
配当	21			△1,128				—	△1,128	△20	△1,148
連結範囲の変動								—	—	374	374
その他				△3				—	△3		△3
所有者との取引額等合計		57	57	△1,131	—	—	38	38	△979	354	△625
その他の資本の構成要素か ら利益剰余金への振替				0			△0	△0	—		—
2018年3月31日残高		4,031	4,064	29,347	△0	△1,529	329	△1,200	36,242	1,228	37,470

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分							合計	非支配 持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素					
						在外営業 活動体の 換算差額	新株 予約権	合計			
2018年4月1日残高		4,031	4,064	29,347	△0	△1,529	329	△1,200	36,242	1,228	37,470
当期利益				267				－	267	△46	221
その他の包括利益	23					635		635	635	△53	582
当期包括利益合計		－	－	267	－	635	－	635	902	△100	802
新株の発行（新株予約権の 行使）	21	43	43				△23	△23	63		63
株式報酬取引	29	2	2		3		86	86	93		93
自己株式の取得	21		△20		△2,146			－	△2,165		△2,165
配当	21			△1,151				－	△1,151	△15	△1,166
連結範囲の変動								－	－	△90	△90
その他			△4					－	△4		△4
所有者との取引額等合計		45	21	△1,151	△2,143	－	63	63	△3,165	△104	△3,269
その他の資本の構成要素か ら利益剰余金への振替				14			△14	△14	－		－
2019年3月31日残高		4,076	4,085	28,477	△2,143	△894	378	△516	33,979	1,024	35,003



## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前利益		7,175	1,337
減価償却費及び償却費		3,984	5,098
減損損失		198	3,630
受取利息		△181	△212
支払利息		275	348
持分法による投資損益(△は益)		184	907
営業債権及びその他の債権の増減(△は増加)		△1,276	351
棚卸資産の増減(△は増加)		△120	△7
営業債務及びその他の債務の増減(△は減少)		985	△900
未払費用の増減額(△は減少)		479	507
その他		807	1,471
小計		12,510	12,529
利息の受取額		34	56
利息の支払額		△243	△357
法人所得税の支払額		△2,439	△3,812
営業活動によるキャッシュ・フロー		9,862	8,416
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出		△5,498	△9,032
無形資産の取得による支出		△202	△358
敷金及び保証金の差入による支出		△778	△1,340
敷金及び保証金の回収による収入		66	568
建設協力金の支払による支出		△283	△302
建設協力金の回収による収入		465	452
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	6	△32,418	△1,102
持分法で会計処理されている投資の取得による支出		△60	△2,272
貸付けによる支出		△1,739	△1,435
貸付金の回収による収入		724	384
その他		△136	227
投資活動によるキャッシュ・フロー		△39,860	△14,210
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
短期借入金の純増減額(△は減少)	20	34,579	△34,578
長期借入れによる収入	20	8,745	51,358
長期借入金の返済による支出	20	△7,007	△7,728
リース債務の返済による支出	20	△221	△262
配当金の支出額	21	△1,128	△1,151
自己株式の取得による支出	21	—	△2,146
その他		70	41
財務活動によるキャッシュ・フロー		35,039	5,534
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		5,041	△260
現金及び現金同等物の期首残高	20	11,183	14,798
現金及び現金同等物に係る換算差額		△1,426	△140
現金及び現金同等物の期末残高	20	14,798	14,398

## 【連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

株式会社トリドールホールディングスは日本に所在する企業であります。当社の連結財務諸表は2019年3月31日を期末日とし、当社及び子会社（当社及び子会社を合わせて「当社グループ」とする）、並びに当社グループの共同支配企業及び関連会社に対する持分により構成されます。当社グループは、当社を中心として外食事業を営んでおります。

### 2. 作成の基礎

#### (1) 連結財務諸表がIFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

連結財務諸表は、2019年6月27日において取締役会により公表の承認がされております。

#### (2) 測定的基础

当社グループの連結財務諸表は、「注記3. 重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

公正価値は、その価格が直接観察可能であるか、他の評価技法を用いて見積もられるかに関わらず、測定日時時点で、市場関係者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格であります。

#### (3) 機能通貨及び表示通貨

連結財務諸表は当社の機能通貨である円で表示しております。円で表示しているすべての財務諸表は、百万円単位未満を四捨五入しております。

#### (4) 見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営陣は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられています。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した連結会計期間と将来の会計期間において認識しております。

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある、仮定及び見積りの不確実性に関する情報は、以下の重要な会計方針に含めております。

- 3. (1) 連結の基礎 ③企業結合
- 3. (7) 有形固定資産
- 3. (8) 無形資産及びのれん
- 3. (10) 非金融資産の減損
- 3. (13) 引当金
- 3. (16) 法人所得税

#### (5) 会計方針の変更

##### 新会計基準の適用

当社グループは当連結会計年度より、以下の基準を適用しております。

基準書	基準名	新設・改訂内容及び経過措置の概要
IFRS第9号 (2014年版)	金融商品	ヘッジ会計の改訂、金融資産及び金融負債の分類及び測定の改訂、予想信用損失モデルによる減損規定の導入
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	収益の認識に関する会計処理及び開示の改訂

これらの基準の適用が、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

### 3. 重要な会計方針

#### (1) 連結の基礎

当社グループの連結財務諸表は、当社及び子会社の財務諸表並びに共同支配企業及び関連会社の持分相当額を含めております。

##### ① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していることとなります。

子会社の財務諸表は、支配開始日から支配終了日まで、連結財務諸表に含まれております。

支配が継続する子会社に対する当社グループの持分変動については、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と受取対価の公正価値との差額は、当社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識しております。一方、子会社に対する支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得及び損失は純損益で認識しております。

##### ② 共同支配の取決め及び関連会社

共同支配の取決めとは、当社グループが共同支配（取決めのリターンに重要な影響を及ぼす活動に関する意思決定が、全員一致の合意を必要とする場合にのみ存在する）を有する取決めをいいます。また、関連会社とは、当社グループがその財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配はしていない企業をいいます。

関連会社又は共同支配企業に対する投資は、取得時に取得原価で認識し、持分法を用いて会計処理しております。

持分法では、投資日における投資とこれに対応する被投資会社の資本との間に差額がある場合には、当該差額はのれんとして投資の帳簿価額に含めております。

連結財務諸表には、共同支配を開始した日または重要な影響力を有するようになった日から期末日までの持分法適用会社の純損益及びその他の包括利益に対する当社グループの持分が含まれております。

損失に対する当社グループの負担が、持分法適用会社に対する投資を上回った場合には、当該投資の帳簿価額をゼロまで減額し、当社グループが持分法適用会社に代わって債務を負担又は支払いを行う場合を除き、それ以上の損失を認識しておりません。

関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区別して認識されないため、個別に減損テストを行っておりません。その代わりに、関連会社又は共同支配企業に対する投資額が減損している可能性が示唆される場合には、投資全体の帳簿価額について減損テストを行っております。

連結財務諸表には、他の株主との関係等により決算日を当社の決算日に統一することが実務上不可能であるため、当社の決算日と異なる日を決算日とする持分法適用会社に対する投資が含まれております。

### ③ 企業結合

企業結合は、取得日（すなわち、支配が当社グループに移転した日）において、取得法を用いて会計処理しております。被取得企業における識別可能な資産及び負債は取得日の公正価値で測定しております。

当社グループは、被取得企業の非支配持分を案件ごとに公正価値又は被取得企業の純資産における非支配持分の比例持分のいずれかで認識しております。

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、取得日における識別可能な取得資産及び引受負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。その差額が負の金額である場合には、即時に純損益として認識しております。

負債又は持分証券の発行に関連するものを除いて、企業結合に関連して当社グループに発生する取引費用は発生時に費用処理しております。

## (2) 外貨

### ① 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産・負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。

取引の決済から生じる外国為替差額並びに外貨建の貨幣性資産及び負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替換算差額は、純損益で認識しております。ただし、非貨幣性項目の利益又は損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替換算差額もその他の包括利益に計上しております。

### ② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで換算しております。また、在外営業活動体の収益及び費用は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで換算しております。換算により生じた差額は、その他の包括利益で認識しております。

在外営業活動体の一部又はそのすべてが処分される場合には、在外営業活動体の換算差額は、処分にかかる損益の一部として純損益に振り替えております。

## (3) 金融商品

当社グループは、当連結会計年度からIFRS第9号「金融商品」（2014年版）を適用しておりますが、分類及び測定に関し、IFRS第9号「金融商品」（2010年版）から変更はありません。

当社グループでは、分類及び測定（減損を含む）規定に関して過年度の比較情報を修正再表示しないことを認める例外規定を適用しております。

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

### ① 非デリバティブ金融資産

金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者になった取引日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合又は金融資産からのキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡する取引において当該金融資産の所有にかかるリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、当該金融資産の認識を中止しております。

#### (i) 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の2つの要件を両方満たす場合、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有すること
- ・金融資産の契約条項が、特定された日に元本及び利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせること

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。重大な金融要素を含む営業債権を除く全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。

また、当初認識後は、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を認識しております。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、償却原価で測定される金融資産に分類されなかった金融資産で、当初認識時に、当初認識後に認識される公正価値の変動をその他の包括利益で表示することを選択した資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

当該金融資産の認識を売却等により中止する場合には、認識されていた累積利得又は損失を、その他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

② 金融資産の減損

当社グループは償却原価で測定される金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

信用リスクの著しい増大の判定

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の債務不履行発生リスクを期末日現在と当初認識日現在と比較し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。

なお、当社グループは、信用リスクが著しく増加しているかどうかを当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるかどうかを評価するにあたっては、主に期日経過の情報を考慮し、以下も考慮しております。

- ・金融資産の外部信用格付の著しい変化
- ・内部信用格付の格下げ
- ・借手の経営成績の悪化

予想信用損失アプローチ

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、常に、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

予想信用損失の測定に当たっては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いており、個別に重要な金融資産は個別に予想信用損失を評価し、個別に重要ではない金融資産は所在地、期日超過の日数等を基に信用リスクの特徴が類似する資産ごとにグルーピングを行い、集散的に予想信用損失を評価し、損失評価引当金を計上しております。

また、債務者が支払期限到来後90日以内に支払いを行わない場合など、金融資産の全部または一部について回収ができない、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行としております。

債務不履行に該当した場合、又は発行者又は債務者の著しい財政的困難が存在する場合、信用減損しているものと判断しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金の戻入が発生した場合、純損益で認識しております。

なお、債務者が当社グループと合意した返済計画を遂行できないなど、回収が合理的に見込めない場合においては、金融資産を直接償却しております。これには通常、当社グループが借手が直接償却対象の金額を返済するために十分なキャッシュ・フローを生み出す資産または収益源を有していないと判断した場合が該当します。当社グループでは、直接償却した金融資産に対しても、期日経過債権を回収できるよう、履行強制活動を継続しております。

③ 非デリバティブ金融負債

金融負債は、当社グループが当該金融商品の契約当事者になった取引日に当初認識しております。

当社グループは、金融負債が消滅した場合、すなわち、契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。非デリバティブ金融負債は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を控除して測定しております。また、当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 株主資本

① 普通株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用（税効果考慮後）は資本金及び資本剰余金から控除しております。

② 自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引費用を含む支払対価を、資本の控除項目として認識しております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうち、いずれか小さい額で測定しております。棚卸資産の取得原価は、主として先入先出法に基づいて算定しております。

(7) 有形固定資産

① 認識及び測定

有形固定資産は、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用が含まれております。

② 減価償却

有形固定資産項目は、その資産が使用可能となった日から、減価償却しております。

減価償却費は、償却可能額をもとに算定しております。償却可能額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。

減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、主として定額法に基づいて認識しております。

資産の見積耐用年数は、予想される使用量、物理的自然減耗、技術的又は経済的陳腐化等を総合的に勘案して見積っております。

事業用定期借地契約に係る借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残存年数を基準とした定額法によっております。

また、リース資産は、リース契約の終了時まで当社グループが所有権を獲得することが合理的に確実な場合を除き、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却しております。なお、土地は償却しておりません。

主な見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物及び構築物 3～35年
- ・工具、器具及び備品 3～20年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

## (8) 無形資産及びのれん

### ① 無形資産

無形資産は、原価モデルを適用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

#### (i) 個別取得した無形資産

個別取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

#### (ii) 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

償却費は、償却可能額をもとに算定しております。償却可能額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。

無形資産には、耐用年数を確定できるものとできないものがあります。

耐用年数を確定できる無形資産の償却は、その資産が使用可能となった日から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて認識しております。

主な見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・フランチャイズ契約 5年～9年
- ・顧客関連資産 10年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

耐用年数を確定できない無形資産は、以下のとおりです。

- ・商標権

商標権は、事業が継続する限りは法的に継続使用でき、かつ、予見可能な将来に渡ってサービスを提供することを経営陣が計画しているため、耐用年数を確定できないと判断しております。

また、耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定しております。

### ② のれん

子会社の取得により生じたのれんは無形資産及びのれんに計上しております。当初認識時におけるのれんの測定については、「(1) ③企業結合」に記載しており、その後は、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しております。

持分法適用会社については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めております。また、当該投資にかかる減損損失は、持分法適用会社の帳簿価額の一部を構成する資産（のれんを含む）には配分しておりません。

## (9) リース

契約上、当社グループが実質的にすべてのリスク及び経済的便益を享受するリースは、ファイナンス・リースとして分類しております。リース資産は公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか小さい額で当初認識しております。

当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しております。支払リース料は、利子率が債務残高に対して一定率となるように金融費用と債務の返済額とに配分しております。

ファイナンス・リース以外のリースはオペレーティング・リースとなり、当社グループの連結財政状態計算書に計上しておりません。オペレーティング・リースの支払リース料は、リース期間にわたって定額法により費用処理しております。

#### (10) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日毎に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は、未だ使用可能でない無形資産については、毎期、さらに減損の兆候を識別した場合には都度、減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。資金生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループとしております。

企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位へ配分しております。のれんが配分される資金生成単位については、のれんを内部管理目的で監視している最小単位となるように設定しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に超過差額を純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。のれん以外の資産については、過去に認識した減損損失は、期末日毎に、減損損失の戻入れの兆候の有無を評価しております。減損損失の戻入れの兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを行い、当該回収可能価額が資産の帳簿価額を上回る場合には、減損損失を戻し入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れております。

なお、共同支配企業に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識していないため、個別に減損テストを実施しておりません。ただし、共同支配企業に対する投資が減損している可能性が示唆されている場合には、投資全体の帳簿価額について回収可能価額と比較することにより単一の資産として減損テストの対象としております。

#### (11) 従業員給付

##### ① 長期従業員給付

当社グループは、主に確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出債務は、従業員がサービスを提供した期間に、費用として認識しております。

##### ② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積ることができる額を負債として認識しております。

#### (12) 株式報酬

##### ① ストック・オプション

当社グループは、取締役（監査等委員含む）、執行役員及び従業員に対するインセンティブ制度としてストック・オプション制度を導入しております。オプションの付与日における公正価値は、付与日から権利が確定するまでの期間にわたり費用として認識し、同額をその他の資本の構成要素の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ式等を用いて算定しております。なお、条件については、定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。



## ②譲渡制限付株式報酬制度

当社グループは、役員に対する持分決済型の株式に基づく報酬として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたり連結純損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

### (13) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積り可能である法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。

引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及びその負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

### (14) 収益

当社グループは、当連結会計年度からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2014年5月公表）及び「IFRS第15号の明確化」（2016年4月公表）（合わせて以下、「IFRS第15号」）を適用しております。IFRS第15号の適用に伴い、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、国内及び海外における飲食事業等を行っております。当社グループのサービスの提供は、顧客からの注文に基づく料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務は充足されると判断して、収益を認識しております。

顧客への料理の提供と同時に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引きなどを控除した金額で測定しております。

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない契約を獲得するための増分コスト及び履行にかかるコストはありません。

当社グループでは、IFRS第15号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しており、前連結会計年度の修正再表示は行っておりません。

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

### (15) 金融収益及び金融費用

金融収益は主として、償却原価で測定する金融資産の受取利息から、金融費用は主として、借入金にかかる支払利息から構成されております。為替差損益は、純額ベースで「金融収益」又は「金融費用」に計上しております。

受取利息及び支払利息は、実効金利法に基づき発生時に認識しております。

#### (16) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、その他の包括利益で認識される項目及び資本に直接認識される項目に関連する税金を除き、純損益で認識しております。

当期税金は、期末日時点において施行又は実質的に施行される税率を乗じて算定する当期の課税所得又は損失にかかる納税見込額あるいは還付見込額に、前年までの納税見込額の調整額あるいは還付見込額の調整額を加味したもので構成されております。

繰延税金は、資産及び負債の財務諸表上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異について認識しております。ただし、以下の場合には繰延税金を認識しておりません。

- ・ 予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合の子会社及び共同支配企業に対する投資にかかる差異
- ・ のれんの当初認識において生じる加算一時差異

繰延税金は、期末日に施行又は実質的に施行される法律に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。繰延税金資産・負債は、当期繰延税金資産・負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産・負債を純額ベースで決済することを意図している場合、もしくは、これらの税金資産及び負債が同時に実現する予定である場合に相殺しております。

繰延税金資産は、未使用の税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。

#### (17) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、当連結会計年度中の自己株式を控除した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式の影響を調整して計算しております。

#### 4. 適用されていない新たな基準書及び解釈指針

2020年3月期に適用する基準書のうち、IFRS第16号「リース」（以下、同基準）の適用による会計方針の変更及び連結財務諸表に及ぼすと予想される影響は主として以下のとおりです。

同基準では、原則として借手のリースをオンバランス処理する単一の会計モデルが導入され、借手は原資産を使用する権利を表象する使用权資産と、リース料を支払う義務を表象するリース負債を認識することになります。

当社グループは比較情報の修正再表示は行わず、同基準適用の累積的影響は2019年4月1日の利益剰余金の期首残高の調整として認識されます。

また、当社グループは、移行時におけるリース定義の適用免除に関する実務上の便法を適用する予定です。この場合、2019年4月1日より前に締結し、IAS第17号「リース」及びIFRIC解釈指針第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」に基づきリースとして識別されたすべての契約に同基準が適用されることとなります。

同基準の適用による連結財務諸表の資産合計及び負債合計に及ぼす影響は、現在利用可能な情報に基づく概算金額で約800億円であり、当期純利益及びキャッシュ・フローに及ぼす影響は軽微であると見積もっております。

## 5. 事業セグメント

### (1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

事業セグメントは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を獲得し、費用を発生させる事業活動の構成単位であります。

セグメント情報には、各セグメントに直接的に帰属する項目のほか、合理的な基準により各セグメントに配分された項目が含まれております。

当社は、各店舗において商品を提供する飲食業を営んでおります。海外の関係会社は、独立した経営単位であり、地域の特性に応じて事業活動を展開しております。したがって、当社は店舗における提供商品及びサービス提供形態を基礎とした業態別セグメント及び地域別セグメントから構成されており、国内事業として、「丸亀製麺」、「とりどーる」、「豚屋とん一」の3区分、及び「海外事業」の計4区分を報告セグメントとしております。「丸亀製麺」は、讃岐うどんや天ぷらなどをセルフ形式で商品を提供する讃岐うどんの専門店であります。「とりどーる」は、炭火焼鳥を中心に、豊富なメニューを取り揃えたファミリーダイニング型レストランであります。「豚屋とん一」は、豚肉の旨みと柔らかさを追求したかつ井、トンテキの専門店であります。「海外事業」は、海外の関係会社において、讃岐うどん等の飲食提供を行うものであります。

### (2) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失に関する情報

当社の報告セグメントによる継続事業からの収益及び業績は以下のとおりであります。

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「注記3. 重要な会計方針」に記載している当社の会計方針と同一であります。

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 2	合計	調整額 (注) 3	連結 財務諸表 計上額
	丸亀製麺	とりどーる	豚屋とん一	海外事業	計				
売上収益									
外部顧客への売上高	90,379	2,040	3,220	10,425	106,063	10,441	116,504	—	116,504
計	90,379	2,040	3,220	10,425	106,063	10,441	116,504	—	116,504
セグメント利益又は 損失(△) (注) 1	13,992	76	△209	792	14,651	△882	13,769	△5,809	7,960
減損損失	△138	△38	—	△18	△194	△3	△198	—	△198
その他の営業収益・ 費用(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	△127
金融収益・費用 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	△276
持分法による投資損益	—	—	—	—	—	—	—	—	△184
税引前利益	—	—	—	—	—	—	—	—	7,175
(その他の項目) 減価償却費及び償却費	2,716	68	119	551	3,454	377	3,831	153	3,984

- (注) 1. セグメント利益又は損失(△)は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除しております。
2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「コナズ珈琲」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等を含んでおります。
3. セグメント利益の調整額△5,809百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 2	合計	調整額 (注) 3	連結 財務諸表 計上額
	丸亀製麺	とりどーる	豚屋とん一	海外事業	計				
売上収益									
外部顧客への売上高	89,944	1,829	3,852	30,242	125,867	19,155	145,022	—	145,022
計	89,944	1,829	3,852	30,242	125,867	19,155	145,022	—	145,022
セグメント利益又は 損失(△) (注) 1	12,438	46	25	3,258	15,767	△1,473	14,294	△7,023	7,270
減損損失	△748	△215	△723	△739	△2,425	△1,205	△3,630	—	△3,630
その他の営業収益・ 費用(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	△1,338
金融収益・費用 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	△59
持分法による投資損益	—	—	—	—	—	—	—	—	△907
税引前利益	—	—	—	—	—	—	—	—	1,337
(その他の項目) 減価償却費及び償却費	2,744	57	169	1,204	4,173	753	4,926	172	5,098

- (注) 1. セグメント利益又は損失(△)は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除しております。
2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「コナズ珈琲」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等を含んでおります。
3. セグメント利益の調整額△7,023百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(3) 製品及びサービスごとの情報

「(1) 報告セグメントの概要」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(4) 地域別情報

①外部顧客への売上収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
日本	106,079	114,780
香港	3,388	22,051
その他	7,037	8,191
合計	116,504	145,022

(注) 売上収益は、店舗の所在地を基礎としております。

②非流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
日本	34,425	36,063
香港	29,493	30,668
その他	6,440	6,561
合計	70,358	73,291

(注) 非流動資産は、当社グループ各社の所在地を基礎としております。また、持分法で会計処理されている投資、その他の金融資産及び繰延税金資産は含んでおりません。

(5) 主要な顧客に関する情報

単一の外部顧客との取引による売上収益が当社グループ売上収益の10%を超える外部顧客がないため、記載を省略しております。

6. 子会社の取得

前連結会計年度及び当連結会計年度の企業結合の概要は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

株式会社アクティブソースの取得

(1) 取得した会社

2017年8月10日に、当社は、株式会社アクティブソースの発行済株式159株（発行済株式総数の80.3%）を取得いたしました。

株式会社アクティブソースは、増加する単身世帯やシニア世帯が独りでも気軽に楽しめる時代のニーズに適合した店作りが特徴で、その多くは立ち呑み形態の店舗である「晩杯屋」を展開している企業であります。

小規模であっても出店できることから当社グループ運営態では出店できなかった場所への出店が可能となり、当社グループがこれまで開拓してきた出店候補地の情報を有効活用し、2025年国内2,000店舗体制の実現を目的として同社の株式を取得いたしました。

(2) 移転された対価

移転された対価は現金等1,084百万円であります。

当取得に直接要した費用として、アドバイザー費用等97百万円を費用として処理しており、連結純損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(3) 取得した資産及び引き受けた負債

取得日に、取得した資産及び引き受けた負債は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
流動資産（注）	237
非流動資産	1,278
資産合計	1,515
流動負債	380
非流動負債	641
負債合計	1,021

(注) 現金及び現金同等物110百万円が含まれております。

(4) 取得に伴い発生したのれん等

① のれんの金額等

(単位：百万円)

	金額
移転された対価	1,084
取得した識別可能な純資産の公正価値	397
取得に伴い発生したのれんの額	687

当該取得により生じたのれんには、時代のニーズである独りで気軽に楽しむ単身世帯やシニア世帯といった顧客層を獲得し、当社グループの店舗開発力、国内外のノウハウを活かすことで相乗効果が期待され、当社グループの事業領域の拡大を見込んでおります。

認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

② のれん以外の無形資産の金額等

無形資産に配分した金額 551百万円

主要な種類別内訳 商標権 535百万円

フランチャイズ契約 16百万円

償却方法及び加重平均償却期間 フランチャイズ契約は5年で均等償却しております。なお、商標権につきましては、耐用年数を確定できない無形資産として非償却しております。

(5) 暫定的な金額の修正

無形資産について、前第3四半期連結会計期間においては評価検証が未了のため、暫定的な金額で報告しておりましたが、前連結会計年度においては、評価検証が完了しております。

なお、確定した金額は、上記「(4) 取得に伴い発生したのれん等」に記載しております。

(6) その他の事項

前連結会計年度の連結純損益計算書に含まれる株式会社アクティブソースから生じた売上収益は802百万円、当期損失は103百万円であります。

株式会社ZUNDの取得

(1) 取得した会社

2017年12月27日に、当社は、株式会社ZUND（以下、「ZUND」）の発行済株式280株（発行済株式総数の80.0%）を取得いたしました。

ZUNDが運営する「ずんどう屋」は、2002年に姫路に1号店をオープンして以来、関西・中国エリアを中心に国内33店舗を展開している、とんこつラーメン業態であります。ラーメンの味だけでなく、店舗空間にも注力しており、ロードサイド店を中心に近年急成長を遂げております。

今般のZUNDの株式取得により、こだわりの味とデザイン性の高い店舗で繁盛店を作ってきたZUNDに当社グループの資金力や購買力、店舗開発力が加わることで相乗効果を発揮し、国内外食市場での更なる事業拡大が図れるものと判断し、2025年国内2,000店舗体制の実現を目的として同社の株式を取得いたしました。

(2) 移転された対価

移転された対価は現金等3,360百万円であります。

当取得に直接要した費用として、アドバイザー費用等210百万円を費用として処理しており、連結純損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(3) 取得した資産及び引き受けた負債

取得日に、取得した資産及び引き受けた負債は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
流動資産（注）	587
非流動資産	3,182
資産合計	3,769
流動負債	748
非流動負債	1,735
負債合計	2,482

(注) 現金及び現金同等物399百万円が含まれております。

(4) 取得に伴い発生したのれん等

① のれんの金額等

(単位：百万円)

	金額
移転された対価	3,360
取得した識別可能な純資産の公正価値	1,029
取得に伴い発生したのれんの額	2,331

当該取得により生じたのれんには、こだわりの味とデザイン性の高い店舗に加え、当社グループの資金力や購買力、店舗開発力を活かすことで今まで以上の高速出店が可能になるなどの相乗効果を発揮し、国内外の肉食市場での更なる事業拡大を見込んでおります。

認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

② のれん以外の無形資産の金額等

無形資産に配分した金額 商標権 1,696百万円

償却方法及び加重平均償却期間 耐用年数を確定できない無形資産として非償却としております。

(5) 暫定的な金額の修正

無形資産について、前連結会計年度においては評価検証が未了のため、暫定的な金額で報告していましたが、当連結会計年度においては、評価検証が完了しております。この結果、前連結会計年度の連結財務諸表を遡及修正しております。

当該遡及修正による前連結会計年度の連結財務諸表への影響額は、非流動資産が772百万円、非流動負債が548百万円、非支配持分が224百万円それぞれ増加しております。

なお、確定した金額は、上記「(4) 取得に伴い発生したのれん等」に記載しております。

(6) その他の事項

前連結会計年度の連結純損益計算書に含まれる株式会社ZUNDから生じた売上収益は1,080百万円、当期利益は24百万円であります。

JOINTED-HEART CATERING HOLDINGS LIMITEDの取得

(1) 取得した会社

2018年1月31日に、当社は、香港で飲食事業を営むJOINTED-HEART CATERING HOLDINGS LIMITED（以下、「JHCHL」）の発行済株式10,000株（発行済株式総数の100.0%）を当社子会社である東利多控有限公司を通じて取得いたしました。

JHCHLが運営する「譚仔雲南米線」は、香港において若者を主要ターゲットとした、近年成長が著しいスパイシー麺の人気チェーンであり、香港における店舗運営の実績・ノウハウを有しております。

一般のJHCHLの子会社化により、相乗効果を発揮でき、中国（香港を含む）市場での事業拡大が図れるものと判断し、JHCHLの株式取得を決定いたしました。

なお、JHCHLは、2018年11月20日付で、商号をTam Jai International Co.Limitedに変更しております。

(2) 移転された対価

移転された対価は現金等13,910百万円であります。

当取得に直接要した費用として、アドバイザー費用等63百万円を費用として処理しており、連結純損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

前々連結会計年度に処理した取得関連費用は33百万円、前連結会計年度に処理した取得関連費用は30百万円であります。

(3) 取得した資産及び引き受けた負債

取得日に、取得した資産及び引き受けた負債は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
流動資産（注）	2,636
非流動資産	4,210
資産合計	6,846
流動負債	2,870
非流動負債	559
負債合計	3,429

(注) 現金及び現金同等物2,545百万円が含まれております。



(4) 取得に伴い発生したのれん等

① のれんの金額等

(単位：百万円)

	金額
移転された対価	13,910
取得した識別可能な純資産の公正価値	3,417
取得に伴い発生したのれんの額	10,493

当該取得により生じたのれんには、当社グループの展開力と店舗オペレーションを付加することで、中国（香港を含む）市場における更なる事業の拡大を見込んでおります。

認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

② のれん以外の無形資産の金額等

無形資産に配分した金額 商標権 2,663百万円

償却方法及び加重平均償却期間 耐用年数を確定できない無形資産として非償却としております。

(5) 暫定的な金額の修正

無形資産について、前連結会計年度においては評価検証が未了のため、暫定的な金額で報告していましたが、当連結会計年度においては、評価検証が完了しております。この結果、前連結会計年度の連結財務諸表を遡及修正しております。

当該遡及修正による前連結会計年度の連結財務諸表への影響額は、非流動資産及び非流動負債がそれぞれ420百万円増加しております。

なお、確定した金額は、上記「(4) 取得に伴い発生したのれん等」に記載しております。

(6) その他の事項

前連結会計年度の連結純損益計算書に含まれるJHCHLから生じた売上収益は1,766百万円、当期利益は237百万円であります。

BEST NEW MANAGEMENT LIMITED等の取得

(1) 取得した会社

2018年1月31日に、当社は、香港で飲食事業の運営管理を営むBEST NEW MANAGEMENT LIMITED（以下、「BNML」）、Asia Marvel Limited（以下、「AML」）及び飲食事業を営むTamjai Samgor Mixian Limited（以下、「TSML」）の発行済株式をそれぞれ1株（発行済株式総数の100.0%）、1株（発行済株式総数の100.0%）及び400株（発行済株式総数の100.0%）を当社子会社である東利多控股有限公司を通じて取得いたしました。

TSMLが運営する「譚仔三哥米線」は、香港において若者を主要ターゲットとした、近年成長が著しいスパイシー麺の人気チェーンであり、香港における店舗運営の実績・ノウハウを有しております。

今後におきましては、「譚仔雲南米線」と「譚仔三哥米線」の両ブランドを同じグループ傘下とすることで、圧倒的なブランド力に加え両社のシナジー効果を発揮することで更なる発展を見込んでおります。

(2) 移転された対価

移転された対価は現金等15,257百万円であります。

当取得に直接要した費用として、アドバイザー費用等72百万円を費用として処理しており、連結純損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(3) 取得した資産及び引き受けた負債

取得日に、取得した資産及び引き受けた負債は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
流動資産 (注)	874
非流動資産	3,619
資産合計	4,492
流動負債	1,075
非流動負債	687
負債合計	1,762

(注) 現金及び現金同等物776百万円が含まれております。

(4) 取得に伴い発生したのれん等

① のれんの金額等

(単位：百万円)

	金額
移転された対価	15,257
取得した識別可能な純資産の公正価値	2,731
取得に伴い発生したのれんの額	12,526

当該取得により生じたのれんには、当社グループの展開力と店舗オペレーションを付加することで、中国（香港を含む）市場における更なる事業の拡大を見込んでおります。

認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

② のれん以外の無形資産の金額等

無形資産に配分した金額 商標権 2,545百万円

償却方法及び加重平均償却期間 耐用年数を確定できない無形資産として非償却としております。

(5) 暫定的な金額の修正

無形資産について、前連結会計年度においては評価検証が未了のため、暫定的な金額で報告していましたが、当連結会計年度においては、評価検証が完了しております。この結果、前連結会計年度の連結財務諸表を遡及修正しております。

当該遡及修正による前連結会計年度の連結財務諸表への影響額は、非流動資産及び非流動負債がそれぞれ301百万円増加しております。

なお、確定した金額は、上記「(4) 取得に伴い発生したのれん等」に記載しております。

(6) その他の事項

前連結会計年度の連結純損益計算書に含まれるBNML等から生じた売上収益は1,622百万円、当期利益は262百万円であります。

プロフォーマ情報（非監査情報）

株式会社アクティブソース、ZUND、JHCHL、BNML、AML及びTSMLの取得による企業結合が前連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合、前連結会計年度の連結純損益計算書の売上収益は138,810百万円、当期利益は7,230百万円となります。なお、当該数値は、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

MC GROUP PTE. LTD. の取得

(1) 取得した会社

2018年12月3日に、当社は、MC GROUP PTE. LTD. の発行済株式210,000株（発行済株式総数の70.0%）を取得いたしました。

MC GROUP PTE. LTD. が運営する日本式カレーチェーン「Monster Curry」はシンガポールで圧倒的なシェアNO.1を獲得しています。

MC GROUP PTE. LTD. に当社の店舗運営や新規出店のノウハウが加わることで相乗効果を発揮し、海外外食市場での更なる事業拡大が図れるものと判断し、2025年世界6,000店舗体制の実現を目的として同社の株式を取得いたしました。

(2) 移転された対価

移転された対価は現金等1,086百万円であります。

当取得に直接要した費用として、アドバイザー費用等79百万円を費用として処理しており、連結純損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(3) 取得した資産及び引き受けた負債

取得日に、取得した資産及び引き受けた負債は、以下のとおりであります。

なお、これらの金額は、企業結合日における認識可能な資産及び引き受けた負債の内容を精査中であり、当該取得価額の取得資産及び引き受けた負債への配分が完了していないことから、現時点で入手しうる情報に基づいた暫定的な金額となります。

(単位：百万円)

	金額
流動資産（注）	97
非流動資産	190
資産合計	287
流動負債	162
非流動負債	4
負債合計	166

(注) 現金及び現金同等物74百万円が含まれております。

(4) 取得に伴い発生したのれん

のれんの金額等

(単位：百万円)

	金額
移転された対価	1,086
取得した識別可能な純資産の公正価値	85
取得に伴い発生したのれんの額	1,001

当該取得により生じたのれんには、当社グループの資金力や購買力、店舗開発力を活かすことで今まで以上の高速出店が可能になるなどの相乗効果を発揮し、当社グループの事業領域の拡大を見込んでおります。

契約の一部として条件付対価が付されております。

被取得企業の特定の業績指標の水準に応じて支払う契約であります。当社グループは当該業績指標の水準を見積もった結果、条件付対価を認識しておりません。

認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

(5) その他の事項

当連結会計年度の連結純損益計算書に含まれるMC GROUP PTE. LTD. から生じた売上収益は316百万円、当期損失は17百万円であります。

プロフォーマ情報（非監査情報）

MC GROUP PTE. LTD. の取得による企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合、当連結会計年度の連結純損益計算書の売上収益は145,999百万円、当期利益は273百万円となります。なお、当該数値は、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

7. 売上収益

(1) 売上収益の分解

当社グループは、外食事業等から計上される収益を売上収益として表示しており、顧客との契約から生じる収益を報告セグメントの区分に基づき、以下のとおり分解しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	丸亀製麺	とりどーる	豚屋とん一	海外事業	その他	合計
日本	89,944	1,829	3,852	—	19,155	114,780
香港	—	—	—	22,051	—	22,051
その他	—	—	—	8,191	—	8,191
合計	89,944	1,829	3,852	30,242	19,155	145,022

（注）IFRS第15号の適用による売上収益への影響については、注記「3. 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 契約残高

当社グループの契約残高は、主に顧客との契約から生じた債権（営業未収入金）であり、残高は「注記19. 営業債権及びその他の債権」に記載しております。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものはありません。また、当連結会計年度において過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額はありません。

(3) 残存履行義務に配分する取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

なお、当社グループはIFRS第15号第121項の実務上の簡便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報を開示しておりません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない契約を獲得するための増分コスト及び履行にかかるコストはありません。

8. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
従業員給付費用	35,373	45,097
水道光熱費	7,535	8,761
消耗品費	3,639	4,083
地代家賃	12,372	17,043
減価償却費及び償却費	3,934	4,876
その他	14,831	18,774
合計	77,685	98,634

従業員給付費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
給料及び手当	31,084	40,092
賞与	773	834
退職給付費用 (注) 1	264	520
役員報酬	146	139
株式報酬費用	76	93
福利厚生費	3,030	3,418
合計	35,373	45,097

(注) 1. 退職給付費用のうち確定拠出年金制度に関する拠出額は、前連結会計年度は253百万円、当連結会計年度は509百万円であり、確定給付年金制度に関する費用は、前連結会計年度は12百万円、当連結会計年度は11百万円であります。

2. 上記に加え、売上原価に含まれる従業員給付費用は前連結会計年度は115百万円、当連結会計年度は604百万円であります。

9. その他の営業収益

その他の営業収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
受取手数料	33	32
受取保険金	11	47
受取協賛金	33	44
店舗閉鎖損失引当金戻入益	59	1
受取地代家賃	55	65
関係会社株式売却益	—	121
その他	144	252
合計	335	562

10. その他の営業費用

その他の営業費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
固定資産除却損	280	175
固定資産売却損	13	9
貸倒引当金繰入額	48	968
店舗閉鎖損失引当金繰入額	—	171
事業整理損	—	132
その他	121	445
合計	462	1,900

11. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益の内訳

金融収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	181	209
為替差益	—	144
その他	1	3
合計	182	356

## (2) 金融費用の内訳

金融費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	275	348
為替差損	183	—
その他	0	67
合計	458	415

## 12. 有形固定資産

## (1) 増減明細

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	建物及び構築物	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	その他	合計
2017年4月1日残高	41,292	10,873	495	4	52,665
取得	451	453	5,364	0	6,267
建設仮勘定からの振替	4,116	1,219	△5,335	—	—
企業結合による取得	2,443	878	37	16	3,375
処分	△441	△426	△3	—	△870
為替レート変動の影響	△98	△47	△2	△1	△148
その他	△1	4	△9	—	△5
2018年3月31日残高	47,762	12,954	548	19	61,284
取得	1,173	504	8,438	1	10,115
建設仮勘定からの振替	5,816	2,025	△7,841	—	—
企業結合による取得	—	88	—	—	88
処分	△515	△514	△45	△10	△1,085
為替レート変動の影響	65	36	△6	2	97
その他	8	34	△368	0	△326
2019年3月31日残高	54,309	15,127	726	12	70,174

(単位：百万円)

減価償却累計額及び 減損損失累計額	建物及び構築物	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	その他	合計
2017年4月1日残高	20,245	8,446	—	2	28,693
減価償却	2,770	1,022	—	3	3,795
減損損失	160	38	—	—	198
処分	△308	△382	—	—	△690
為替レート変動の影響	△48	△25	—	△1	△74
その他	△10	3	—	—	△7
2018年3月31日残高	22,808	9,102	—	3	31,914
減価償却	3,464	1,336	—	9	4,809
減損損失	2,688	641	—	—	3,329
減損損失の戻入れ	△61	△1	—	—	△61
処分	△237	△414	—	△7	△658
為替レート変動の影響	27	16	—	2	45
その他	75	38	—	—	113
2019年3月31日残高	28,765	10,718	—	7	39,491

(単位：百万円)

帳簿価額	建物及び構築物	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	その他	合計
2017年4月1日残高	21,048	2,427	495	2	23,972
2018年3月31日残高	24,954	3,852	548	16	29,370
2019年3月31日残高	25,544	4,408	726	4	30,682

有形固定資産に含まれるファイナンス・リース資産（減価償却累計額及び減損損失累計額控除後）の帳簿価額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

ファイナンス・リース資産の帳簿価額	建物及び構築物	工具、器具及び備品
2017年4月1日残高	2,817	18
2018年3月31日残高	2,575	105
2019年3月31日残高	2,264	99



(2) その他の開示

減価償却費

有形固定資産の減価償却額は、連結純損益計算書において「売上原価」として126百万円、「販売費及び一般管理費」として4,683百万円を認識しております。

資本的支出契約

当社グループでは、出店を計画しており、契約上確定しているものは下記のとおりであります。

なお、そのうち有形固定資産項目の帳簿価額に含めた支出額は連結財政状態計算書上は建設仮勘定に計上しております。

(単位：百万円)

	契約上確定している金額	左記の内、有形固定資産の帳簿価額に含めた支出額
2017年4月1日残高	986	276
2018年3月31日残高	1,160	222
2019年3月31日残高	1,148	245

(3) 減損損失

当社グループは、営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗について、前連結会計年度は198百万円、当連結会計年度は3,329百万円の減損損失を認識しました。

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として資産グルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗については、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

当該店舗の資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを前連結会計年度は6.2%~13.3%の割引率で、当連結会計年度は6.3%~21.6%の割引率で割引いて算定しております。

なお、当該店舗の資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスとなったものについて、帳簿価額全額を減損損失として計上しております。

(4) 減損損失の戻入れ

過去に減損損失を認識した資産グループの一部に使用価値の回復による回収可能価額の増加が見込まれたため、当連結会計年度において61百万円の減損損失の戻入れを認識し、連結純損益計算書の「その他の営業収益」に計上しております。

なお、当該店舗の資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.3%の割引率で割引いて算定しております。

(5) ファイナンス・リースの借手

① ファイナンス・リース債務の支払期日は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	将来の最低リース料総額		最低リース料総額の現在価値	
	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年以内	480	478	454	455
1年超5年以内	1,837	1,794	1,551	1,518
5年超	2,863	2,457	1,778	1,562
控除：将来財務費用	△1,397	△1,079	—	—
合計	3,783	3,536	3,783	3,536

② ファイナンス・リース取引の内容は、主として飲食店舗における店舗設備（建物及び構築物、工具、器具及び備品）であります。

③ リース契約に伴って当社グループに課される制約はありません。

④ 資産の種類ごとの帳簿価額は「(1)増減明細」に記載しております。

⑤ 公正価値及び流動性リスク等に関する情報は「注記27. 金融商品」に記載しております。

13. 無形資産及びのれん

(1) 増減明細

無形資産及びのれんの取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	のれん	ソフトウェア	商標権	フランチャイズ契約	顧客関連資産	その他	合計
2017年4月1日残高	2,238	879	3,168	129	324	253	6,992
取得	—	5	—	—	—	206	211
企業結合による取得	26,786	3	7,308	16	—	0	34,113
ソフトウェア仮勘定からの振替	—	119	—	—	—	△119	—
為替レート変動の影響	△639	△0	218	13	—	20	△388
その他	—	△1	—	—	—	23	23
2018年3月31日残高	28,385	1,005	10,694	158	324	383	40,950
取得	—	105	—	—	—	275	380
企業結合による取得	1,003	—	—	—	—	—	1,003
処分	—	—	—	—	—	△86	△86
ソフトウェア仮勘定からの振替	—	108	—	—	—	△108	—
為替レート変動の影響	957	0	79	△8	—	△22	1,006
その他	—	—	—	—	—	△3	△3
2019年3月31日残高	30,345	1,219	10,773	149	324	440	43,251

(単位：百万円)

償却累計額及び減損損失累計額	のれん	ソフトウェア	商標権	フランチャイズ契約	顧客関連資産	その他	合計
2017年4月1日残高	270	562	—	25	24	10	892
償却	—	118	—	16	32	15	182
為替レート変動の影響	—	△0	—	3	—	2	5
その他	—	△1	—	—	—	△0	△1
2018年3月31日残高	270	680	—	45	57	26	1,078
償却	—	129	—	18	32	13	193
減損損失	301	—	—	—	—	—	301
為替レート変動の影響	19	0	—	△3	—	2	18
2019年3月31日残高	590	809	—	60	89	42	1,591

(単位：百万円)

帳簿価額	のれん	ソフトウェア	商標権	フランチャイズ契約	顧客関連資産	その他	合計
2017年4月1日残高	1,968	317	3,168	104	300	243	6,100
2018年3月31日残高	28,115	325	10,694	113	267	357	39,872
2019年3月31日残高	29,756	409	10,773	89	235	398	41,660

(2) 無形資産及びのれんの減損テスト

資金生成グループへ配分した重要なのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント	資金生成単位	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)	
		のれん	耐用年数を 確定できない 無形資産	のれん	耐用年数を 確定できない 無形資産
海外事業	WOK TO WALK グループ	1,102	2,482	1,037	2,336
	Tam Jai International Co. Limited及びBEST NEW MANAGEMENTグル ープ	23,029	5,070	24,049	5,295
	MCグループ	—	—	986	—
その他	ソノコグループ	966	911	665	911
	アクティブソース	687	535	687	535
	ZUND	2,331	1,696	2,331	1,696

前連結会計年度に取得したTam Jai International Co. Limited及びBEST NEW MANAGEMENTグループにおいては、当連結会計年度において取得原価の配分が完了したため、前連結会計年度の金額を修正しております。当該取引の内容は、「注記6. 子会社の取得」に記載しております。

WOK TO WALKグループ、Tam Jai International Co. Limited及びBEST NEW MANAGEMENTグループ、MCグループ、アクティブソース並びにZUNDの回収可能性の算定基礎は処分費用控除後の公正価値、ソノコグループの回収可能性の算定基礎は使用価値であります。

処分費用控除後の公正価値は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され、経営者が承認した今後5年の事業計画を基礎にしたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の割引率により現在価値に割り引いて算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベルはレベル3であります。

使用価値は、過去の経験と外部からの情報を反映し、経営者が承認した今後5年の事業計画を基礎にしたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の割引率により現在価値に割り引いて算定しております。

キャッシュ・フローの見積において、5年超のキャッシュ・フローは、5年目のキャッシュ・フローに対して所在地のインフレ率等を加味し、一定の成長率を用いて推定しております。

各資金生成単位グループの公正価値及び使用価値の算定に使用された割引率及び成長率は次のとおりです。

報告セグメント	資金生成単位	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)	
		割引率	成長率	割引率	成長率
海外事業	WOK TO WALK グループ	11.4%	3.3%	10.6%	2.9%
	Tam Jai International Co. Limited及びBEST NEW MANAGEMENTグルー プ	13.2%	3.0%	11.9%	3.0%
	MCグループ	—	—	11.4%	1.0%
その他	ソノコグループ	13.2%	0.5%	13.1%	0.5%
	アクティブソース	—	—	13.3%	0.6%
	ZUND	—	—	12.9%	0.6%

減損テストの結果、資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回っていることから前連結会計年度において減損損失は計上していません。当連結会計年度においては、ソノコグループにおいて、回収可能価額2,476百万円が帳簿価額を下回ったため、減損損失を認識しております。ソノコグループ以外の資金生成単位については、回収可能価額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識していません。

減損損失を認識していない資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る金額は、WOK TO WALKグループで1,839百万円、Tam Jai International Co. Limited及びBEST NEW MANAGEMENTグループで13,359百万円、アクティブソースで284百万円、ZUNDで961百万円であります。

ただし、減損が発生していないのれん及び耐用年数を確定できない無形資産について、減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合に減損が発生するリスクがあります。

仮に割引率及び成長率の2つの仮定のうち1つの仮定が単独で変動した場合に、見積回収可能額が帳簿価額と同額になる変動値は次のとおりです。

報告セグメント	資金生成単位	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)	
		割引率	成長率	割引率	成長率
海外事業	WOK TO WALK グループ	0.7%	△0.7%	3.7%	△6.5%
	Tam Jai International Co. Limited及びBEST NEW MANAGEMENTグルー プ	4.1%	△4.9%	3.8%	△6.3%
	MCグループ	—	—	0.7%	△1.2%
その他	ソノコグループ	6.5%	△8.2%	0.0%	0.0%
	アクティブソース	—	—	1.1%	△1.7%
	ZUND	—	—	1.3%	△2.3%

### (3) その他の開示

無形資産の償却額は、連結純損益計算書において「販売費及び一般管理費」として認識しております。

14. 連結

当社グループの主要な子会社は、以下のとおりであります。なお、当社グループには重要な非支配持分は存在しません。

名称	住所	主要な事業の内容	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)	
			議決権比率 (%)	持分比率 (%)	議決権比率 (%)	持分比率 (%)
TORIDOLL USA CORPORATION (注) 3	ホノルル	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	100.0	—	—
TORIDOLL KOREA CORPORATION	ソウル	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	100.0	100.0 [100.0]	100.0
東利多控股有限公司	香港	海外事業の 統括管理	100.0	100.0	100.0	100.0
台湾東利多股份有限公司	台北	レストラン 経営等	90.0 [90.0]	90.0	90.0 [90.0]	90.0
GEORGE' S CORPORATION	ホノルル	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	100.0	100.0 [100.0]	100.0
TORIDOLL DINING CORPORATION	デラウェア	持株会社	100.0 [100.0]	100.0	100.0 [100.0]	100.0
TORIDOLL DINING CALIFORNIA LLC	デラウェア	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	100.0	100.0 [100.0]	100.0
TDインベストメント株式会 社	神戸市 中央区	外食関連企業に 対する投資 及び融資	100.0	100.0	100.0	100.0
TORIDOLL CAMBODIA COMPANY LIMITED	プノンペン	レストラン 経営等	65.0 [65.0]	65.0	65.0 [65.0]	65.0
NOM NOM ENTERPRISE LLC (注) 4	ロサンゼル ス	レストラン 経営等	60.0 [60.0]	60.0	—	—
WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	アムステル ダム	レストラン 経営等	60.0	60.0	60.0	60.0
WOK TO WALK INTERNATIONAL, SOCIEDAD LIMITADA	バルセロナ	レストラン 経営等	60.0 [60.0]	60.0	60.0 [60.0]	60.0
株式会社トリドールジャパ ン	神戸市 中央区	レストラン 経営等	100.0	100.0	100.0	100.0
株式会社ソノコ	東京都 港区	化粧品販売等	100.0	100.0	100.0	100.0
株式会社いなみ野ファーム	兵庫県 加古川市	農産物の 販売等	70.0	70.0	70.0	70.0
株式会社バルーン	東京都 品川区	通販会社	100.0	100.0	100.0 [100.0]	100.0
株式会社トリドールD&I	神戸市 中央区	その他の事業	100.0	100.0	100.0	100.0
TORIDOLL ITALIA S, R, L (注) 4	ミラノ	レストラン 経営等	90.0	90.0	—	—
Tam Jai International Co.Limited (旧 JOINTED- HEART CATERING HOLDINGS LIMITED) (注) 5	香港	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	100.0	100.0 [100.0]	100.0
BEST NEW MANAGEMENT LIMITED	香港	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	100.0	100.0 [100.0]	100.0

名称	住所	主要な事業の内容	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)	
			議決権比率 (%)	持分比率 (%)	議決権比率 (%)	持分比率 (%)
STRENGTHEN POWER CATERING LIMITED	香港	商標権管理会社	100.0 [100.0]	100.0	100.0 [100.0]	100.0
MC GROUP PTE. LTD. (注) 2	シンガポール	レストラン経営等	—	—	70.0	70.0
株式会社トリドールビジネスソリューションズ	神戸市中央区	その他の事業	100.0	100.0	100.0	100.0
株式会社アクティブソース	東京都品川区	レストラン経営等	80.3	80.3	80.3	80.3
株式会社ZUND	兵庫県姫路市	レストラン経営等	80.0	80.0	80.0	80.0

- (注) 1. 「議決権比率」欄の〔内書〕は間接所有であります。  
2. 当連結会計年度において、株式取得によりMC GROUP PTE. LTD. を連結の範囲に含めております。  
3. TORIDOLL USA CORPORATIONは、当連結会計年度において、MARUGAME UDON USA, LLCを存続会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除外しております。  
4. NOM NOM ENTERPRISE LLC、WTW PACIFIC HOLDINGS LLC及びTORIDOLL ITALIA S. R. Lは、当連結会計年度において清算したため、各々連結の範囲から除外しております。  
5. Tam Jai International Co. Limitedは、当連結会計年度において、JOINTED-HEART CATERING HOLDINGS LIMITEDから社名変更しております。

#### 15. 共同支配企業及び関連会社

##### (1) 持分に関する情報

持分法で会計処理をしている共同支配企業及び関連会社の純損益、その他の包括利益、当期包括利益合計、投資の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	重要性のない共同支配企業の合計額		重要性のない関連会社の合計額	
	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純損益	△132	△638	△52	△268
その他の包括利益	147	△204	0	△15
当期包括利益合計	15	△842	△52	△283
投資の帳簿価額	3,775	2,962	309	2,516

##### (2) 共同支配企業及び関連会社の決算日

共同支配企業4社及びその子会社、関連会社1社の決算日は12月31日、共同支配企業の子会社1社の決算日は9月30日、関連会社1社の決算日は1月31日、関連会社1社の決算日は6月30日であり、当社グループと決算期を統一することが実務上不可能なことから、当該決算日の財務諸表に対して持分法を適用しております。

16. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
償却原価で測定する金融資産		
敷金及び保証金	6,756	7,580
建設協力金	4,753	4,660
その他	1,113	3,269
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他(注)	275	380
貸倒引当金	△299	△1,295
合計	12,597	14,594

(注) その他に含まれる株式は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に指定しております。



17. 繰延税金及び法人所得税

(1) 繰延税金

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 期首 (2017年4月1日)	純損益を 通じて 認識	その他の 包括利益 において 認識	企業結合に よる増加	その他	前連結会計年度 期末 (2018年3月31日)
繰延税金資産						
賞与引当金	116	△3	—	1	—	113
未払事業税	105	22	—	—	—	126
減損損失	1,262	△75	—	33	—	1,220
資産除去債務	225	28	—	3	—	257
リース資産	90	16	—	—	—	106
未払金	183	24	—	—	—	207
その他	311	△12	—	23	△2	319
小計	2,292	0	—	59	△2	2,349
税務上の繰越欠損金及 び繰越税額控除に係る 繰延税金資産						
税務上の繰越欠損金	4	△7	—	50	△0	46
小計	4	△7	—	50	△0	46
繰延税金資産合計	2,296	△7	—	109	△3	2,395
繰延税金負債						
減価償却費及び償却 費	591	△272	—	△35	4	288
無形資産	952	△22	—	1,606	60	2,596
その他	87	△33	—	2	△2	53
繰延税金負債合計	1,630	△328	—	1,574	61	2,937
純額	666	321	—	△1,464	△64	△541

(単位：百万円)

	前連結会計年度 期末 (2018年3月31日)	純損益を 通じて 認識	その他の 包括利益 において 認識	企業結合に よる増加	その他	当連結会計年度 期末 (2019年3月31日)
繰延税金資産						
賞与引当金	113	10	—	—	—	123
未払事業税	126	△71	—	—	—	55
減損損失	1,220	616	—	—	—	1,835
資産除去債務	257	54	—	—	—	311
リース資産	106	16	—	—	—	122
未払金	207	12	—	—	—	219
その他	319	24	—	—	39	382
小計	2,349	660	—	—	39	3,047
税務上の繰越欠損金及 び繰越税額控除に係る 繰延税金資産						
税務上の繰越欠損金	46	287	—	—	—	334
小計	46	287	—	—	—	334
繰延税金資産合計	2,395	947	—	—	39	3,381
繰延税金負債						
減価償却費及び償却 費	288	△288	—	—	—	—
無形資産	2,596	30	—	—	△3	2,623
その他	53	117	—	4	5	179
繰延税金負債合計	2,937	△142	—	4	2	2,802
純額	△541	1,089	—	△4	37	579

② 繰延税金資産を認識していない繰越欠損金及び将来減算一時差異は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰越欠損金	2,876	3,369
将来減算一時差異	1,234	3,685

③ 繰延税金資産を認識していない繰越欠損金の金額と繰越期限は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年目	—	—
2年目	—	—
3年目	—	—
4年目	—	—
5年目以降	2,876	3,369
合計	2,876	3,369

④ 前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社は子会社及び共同支配企業への投資に係る将来加算一時差異の一部については、繰延税金負債を認識しておりません。

これは、当社が一時差異の取崩しの時期をコントロールする立場にあり、このような差異を予測可能な期間内に取崩さないことが確実であるためです。なお、当該金額について重要性はありません。

(2) 法人所得税

① 純損益を通じて認識される法人所得税は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
当期税金費用	2,833	2,196
繰延税金費用	△321	△1,080
法人所得税費用 合計	2,513	1,116

当期税金費用には、従前は税効果未認識であった税務上の欠損金、税額控除又は過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれております。

これに伴う当期税金費用の減少額は、前連結会計年度は32百万円、当連結会計年度は14百万円であります。

② 適用税率の調整

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率はそれぞれ30.8%及び30.6%となっております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
法定実効税率による法人所得税	30.8%	30.6%
未認識の繰延税金資産の増減	2.8%	76.2%
課税所得計算上減算されない費用	1.0%	7.9%
法人税額の特別控除	△0.1%	△15.7%
留保利益の税効果	0.5%	6.6%
子会社との税率差異	△1.2%	△43.1%
持分法投資損益	0.8%	20.7%
その他	0.4%	0.2%
実際負担税率	35.0%	83.5%

18. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
商品	515	581
製品	39	45
原材料	261	204
合計	815	830

売上原価に計上した棚卸資産の金額は、前連結会計年度30,540百万円、当連結会計年度37,847百万円であり、評価減を実施した棚卸資産の金額は、前連結会計年度16百万円、当連結会計年度1百万円であります。

19. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
営業未収入金	2,946	3,295
その他	2,820	1,124
貸倒引当金	—	△3
合計	5,766	4,416
流動	5,766	4,416
非流動	—	—
合計	5,766	4,416

20. キャッシュ・フロー情報

(1) 現金及び現金同等物

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結財政状態計算書における現金及び現金同等物の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物の残高は一致しております。

現金及び現金同等物の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
現金及び預金	14,798	14,398
合計	14,798	14,398

(2) 子会社の取得による支出

前連結会計年度において、新たに連結子会社となった株式会社アクティブソース、株式会社ZUND、JOINTED-HEART CATERING HOLDINGS LIMITED、BEST NEW MANAGEMENT LIMITED、及び当連結会計年度において新たに連結子会社となったMC GROUP PTE. LTD. の資産及び負債の主な内容については、「注記6. 子会社の取得」に記載しております。

## (3) 財務活動に係る負債の変動

財務活動に係る負債の変動は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日）

（単位：百万円）

	(帳簿価額) 2017年 4月 1日	キャッシュ・フロー を伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動		(帳簿価額) 2018年 3月 31日
			企業結合による 変動	その他	
短期借入金	24	34,579	—	△24	34,580
長期借入金	11,755	1,738	1,951	—	15,444
リース債務	3,928	△221	106	△31	3,783
合計	15,708	36,097	2,057	△55	53,806

当連結会計年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日）

（単位：百万円）

	(帳簿価額) 2018年 4月 1日	キャッシュ・フロー を伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動		(帳簿価額) 2019年 3月 31日
			企業結合による 変動	その他	
短期借入金	34,580	△34,578	62	—	64
長期借入金	15,444	43,630	—	—	59,074
リース債務	3,783	△262	—	15	3,536
合計	53,806	8,790	62	15	62,674

## 21. 払込資本及び剰余金

## (1) 資本金及び自己株式

## ① 発行済株式数

（単位：株）

	前連結会計年度 (自2017年 4月 1日 至2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自2018年 4月 1日 至2019年 3月 31日)
株式の種類	普通株式	普通株式
授權株式数	115,200,000	115,200,000
発行済株式数：期首株式数	43,380,200	43,448,845
新株予約権の行使	63,500	40,200
譲渡制限付株式報酬とし ての新株の発行	5,145	531
期末株式数	43,448,845	43,489,576

すべての普通株式は無額面であり、すべての発行済株式は全額払込済であります。

普通株式の株主は、配当が確定されるたびに、配当を受け取る権利を有し、また、株主総会での議決権を100株につき1つ有しております。当社グループが保有する当社株式に関しては、それらの株式が再発行されるまで、すべての権利が停止されます。

② 自己株式

(単位：株)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
期首株式数	9	9
期中増減	—	910,000
期末株式数	9	910,009

保有している自己株式はすべて普通株式であります。

(2) 資本剰余金

資本剰余金は、主として、新株予約権の行使、新株の発行の際に資本金に組入れなかった資本準備金であります。

(3) 利益剰余金及び配当金

① 利益剰余金

利益剰余金は、当連結会計年度及び過年度に純損益として認識されたもの及びその他の包括利益から振替えられたものからなります。

② 配当

(i) 配当の総額及び1株当たり配当額

決議	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度 取締役会 (2017年5月15日)	1,128	26.00	2017年3月31日	2017年6月12日
当連結会計年度 取締役会 (2018年5月15日)	1,151	26.50	2018年3月31日	2018年6月14日

(ii) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
取締役会 (2019年5月14日)	64	1.50	2019年3月31日	2019年6月13日

(4) その他の資本の構成要素

① 在外営業活動体の換算差額

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じた為替換算差額からなります。

② 新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき、新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

22. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	4,665	267
普通株式の加重平均株式数(株)	43,416,544	42,914,129
ストック・オプションによる増加(株)	316,815	188,968
希薄化後普通株式の加重平均株式数(株)	43,733,359	43,103,097
親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益(円)	107.44	6.22
希薄化後1株当たり当期利益(円)	106.66	6.19

逆希薄化効果を有するために計算に含めなかった潜在株式  
該当事項はありません。

23. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は次のとおりであります。

前連結会計年度(自2017年4月1日至2018年3月31日)

(単位:百万円)

	当期発生額	組替調整額	税効果控除前	税効果	税効果控除後
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	△1,721	—	△1,721	—	△1,721
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	148	—	148	—	148
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	△1,574	—	△1,574	—	△1,574
その他の包括利益合計	△1,574	—	△1,574	—	△1,574

当連結会計年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)

(単位:百万円)

	当期発生額	組替調整額	税効果控除前	税効果	税効果控除後
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	800	—	800	—	800
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△216	△2	△218	—	△218
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	584	△2	582	—	582
その他の包括利益合計	584	△2	582	—	582



24. 借入金等

(1) 内訳

① 流動負債の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
短期借入金	34,580	64
1年以内返済予定の長期借入金	5,198	10,310
リース債務	325	295
合計	40,102	10,668

② 非流動負債の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
長期借入金（1年以内返済予定のものを除く）	10,246	48,764
リース債務（1年以内返済予定のものを除く）	3,457	3,241
合計	13,704	52,006

(2) 契約条件及び返済スケジュール

(単位：百万円)

	名目金利 (平均) (%)	返済期限	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
			帳簿価額	帳簿価額
短期借入金	1.112	—	34,580	64
1年以内返済予定の長期借入金	0.394	—	5,198	10,310
リース債務	5.096	—	325	295
長期借入金 (1年以内返済予定のものを除く)	0.525	2020年4月～ 2029年1月	10,246	48,764
リース債務 (1年以内返済予定のものを除く)	5.456	2020年4月～ 2034年4月	3,457	3,241
合計			53,806	62,674

(注) 名目金利(平均)については、借入金等の当連結会計年度末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(3) 担保提供資産

担保提供資産 定期預金30百万円

定期預金30百万円は長期借入金333百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金94百万円）の担保に供しているものであります。

25. 引当金

(1) 増減明細

(単位：百万円)

	賞与引当金	店舗閉鎖損失引当金	資産除去債務	その他	合計
2018年4月1日残高	389	—	1,477	366	2,233
増加額	413	171	687	140	1,411
目的使用	△389	△1	△31	△105	△526
戻入	△5	—	—	—	△5
時の経過による割戻し	—	—	15	—	15
企業結合	7	—	—	—	7
為替レート変動の影響	0	1	10	15	26
その他	—	—	—	△81	△81
2019年3月31日残高	416	171	2,158	335	3,080

(2) 連結財政状態計算書における内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
流動負債		
賞与引当金	389	416
店舗閉鎖損失引当金	—	171
資産除去債務	—	180
その他	116	132
小計	505	899
非流動負債		
資産除去債務	1,477	1,978
その他	250	202
小計	1,728	2,180
合計	2,233	3,080

(3) 引当金の内容

賞与引当金は、従業員の賞与支給に備えて、将来の支給見込み額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金は、店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

資産除去債務は、事業用定期借地契約等に係る不動産賃貸借契約に伴う建物の原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び不動産賃貸借契約期間を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、資産除去債務を認識しております。これらの費用は、主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれておりますが、将来の事業計画により影響を受けます。

26. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
買掛金	3,460	3,881
未払金	3,175	3,337
設備・工事未払金	1,312	1,772
未払消費税等	1,459	158
その他	413	395
合計	9,818	9,542
流動	9,818	9,542
合計	9,818	9,542

27. 金融商品

(1) 資本管理

取締役会による当社グループの資本管理方針は、投資家、債権者及び市場の信頼を維持し、将来にわたってビジネスの発展を持続するための強固な資本基盤を維持することであり、取締役会は、普通株主への配当水準のみならず、自己資本も監視しています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資本		
親会社の所有者に帰属する持分	36,242	33,979
資産合計	111,525	117,833
親会社所有者帰属持分比率	32.5%	28.8%

(2) 金融リスク管理の概要

① 概要

当社グループの金融商品に対する取組みは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

また、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

当社グループは、金融商品に係る以下のリスクを負っています。

- ・信用リスク（(3) 参照）
- ・流動性リスク（(4) 参照）
- ・金利リスク（(5) 参照）

② リスク管理フレームワーク

当社グループのリスク管理フレームワークの確立及び監督については、取締役会が全責任を負っております。取締役会は、当社グループのリスク管理方針を策定し監視する責任を負う、リスクマネジメント委員会を設立しております。当該委員会は、その活動について定期的に取締役会に報告しております。

当社グループのリスク管理方針は、当社グループが直面しているリスクを識別・分析し、適切なリスクの上限及びコントロールを決定し、また、リスクとその上限の遵守を監視するように策定されております。当社グループは、市場の状況及び当社グループの活動の変化を反映するため、リスク管理方針及びシステムを定期的に見直しております。当社グループは、研修、管理基準及びその手続きを通じて、すべての従業員が個々の役割と義務を理解する、統制のとれた建設的なコントロール環境を醸成させることを目標としております。

当社グループの監査等委員会は、当社グループのリスク管理方針及び手続きの遵守状況を経営陣がどのように監視しているかを監督し、当社グループの直面しているリスクに関連するリスク管理フレームワークの妥当性をレビューしております。当社グループの監査等委員会は、監督を遂行するに当たって内部監査からの支援を受けております。内部監査は、リスク管理コントロール及び手続きの定期的及び臨時的レビューを行い、その結果を監査等委員会に報告しております。

(3) 信用リスク

信用リスクとは、顧客、又は金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことが出来なかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクであり、主に当社グループの顧客及び店舗の貸貸人への債権等から生じます。

当社の営業債権、貸付金、敷金・保証金及び建設協力金等は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は与信管理規程に基づき総務部を主管部門とし、主な取引先の信用状況について、定期的に把握する体制をとっております。また、連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じた管理を行っております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

連結財政状態計算書に計上されている減損損失控除後の金融資産の帳簿価額が信用リスクの最大エクスポージャーとなっております。

①営業債権等の期日別分析

(単位：百万円)

	当連結会計年度(2019年3月31日)				
	貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	貸倒引当金を全期間にわたる予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産			合計
		信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	信用減損している金融資産	顧客との契約から生じた債権	
延滞なし	14,189	—	1,846	3,259	19,295
期日経過30日以内	—	—	—	16	16
期日経過30日超60日以内	—	—	—	2	2
期日経過60日超90日以内	—	—	65	1	66
期日経過90日超	—	—	533	16	549
合計	14,189	—	2,444	3,295	19,928

②貸倒引当金の増減分析

当社グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)				
	12ヶ月の予想 信用損失	全期間にわたる予想信用損失			合計
		信用リスクが 当初認識以降 に著しく増大 した金融資産	信用減損して いる金融資産	顧客との 契約から 生じた債権	
IFRS第9号(2010年)に基づく期首 残高	—	—	299	—	299
IFRS第9号(2014年)の適用開始時 の調整	—	—	—	—	—
IFRS第9号(2014年)に基づく期首 残高	—	—	299	—	299
期中増加額	—	—	1,084	3	1,087
期中減少額(目的使用)	—	—	△83	—	△83
期中減少額(戻入)	—	—	△5	—	△5
その他の増減	—	—	—	—	—
期末残高	—	—	1,295	3	1,299

(4) 流動性リスク

① 概要

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。

当社グループは、営業債務や借入金について適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

② 満期分析

金融負債の契約上の満期は以下のとおりであり、利息支払額の見積りを含み、相殺契約の影響を除外しております。

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上のキャッ シュ・フロー	1年以内	1年超5年以内	5年超
借入金	50,024	50,138	39,851	10,000	287
リース債務	3,783	5,180	480	1,837	2,863
営業債務及び その他の債務	9,818	9,818	9,818	—	—

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上のキャッ シュ・フロー	1年以内	1年超5年以内	5年超
借入金	59,138	59,435	10,415	32,452	16,568
リース債務	3,536	4,729	478	1,794	2,457
営業債務及び その他の債務	9,542	9,542	9,542	—	—

なお、満期分析に含まれているキャッシュ・フローが、著しく早期に発生すること、又は著しく異なる金額で発生することは見込まれておりません。

(5) 金利リスク

当社グループは出店のための資金を主に銀行借入により調達するほか、店舗の賃借によるリース債務によって賅っております。

現在は、主に、固定金利の長期借入金により資金を調達しているため、短期的な金利の変動が当社グループの純損益に与える影響は軽微であります。

金利感応度分析

当社グループの保有する金融商品については、金利変動が将来キャッシュ・フローに重要な影響を与えるものはないため、金利感応度分析は実施しておりません。

(6) 会計処理の分類及び公正価値

① 公正価値及び帳簿価額

金融資産・負債の公正価値及び連結財政状態計算書に示された帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当連結会計年度 (2019年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産				
現金及び現金同等物	14,798	14,798	14,398	14,398
営業債権及びその他の債権	5,766	5,766	4,416	4,416
その他の金融資産	12,323	13,222	14,213	15,091
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	275	275	380	380
償却原価で測定する金融負債				
営業債務及びその他の債務	9,818	9,818	9,542	9,542
短期借入金	34,580	34,580	64	64
長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	15,444	15,445	59,074	59,084
リース債務（1年以内に返済予定のものを含む）	3,783	4,765	3,536	4,506

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第9号（2014年度版）及びIFRS第15号の適用を開始しました。当該適用に際して、比較情報の修正再表示は行っておりません。

② 公正価値を算定する際に適用した方法及び評価技法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割引く方法、又は、その他の適切な評価方法により見積っております。

(a) 現金及び現金同等物

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(b) 営業債権及びその他の債権

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(c) その他の金融資産

償却原価で測定する金融資産は、主として、敷金及び保証金、建設協力金及び長期貸付金により構成されており、これらの時価について、元利金（無利息を含む）の合計額を、新規に同様の差入又は貸付を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、公正価値のレベルは2であります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、非上場有価証券により構成されており、報告期間末に入手可能なデータ等を勘案し公正価値を算定しております。なお、公正価値のレベルは3であります。

(d) 営業債務及びその他の債務、短期借入金

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(e) 長期借入金、リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入れ、又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、公正価値のレベルは2であります。

公正価値ヒエラルキー

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格

レベル2：資産又は負債について、直接的に観察可能なインプット又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット

レベル3：資産又は負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット（すなわち観察不能なインプット）

③ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品

各年度における、レベル3に分類されたその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
期首残高	145	275
購入	130	105
期末残高	275	380

28. リース

オペレーティング・リースの借手

解約不能オペレーティング・リースの将来最低リース料総額

当社グループは飲食店舗における店舗設備をオペレーティング・リース契約によりリースしております。

支払リース料は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ352百万円、3,975百万円であり、販売費及び一般管理費に計上されております。

解約不能オペレーティング・リースに基づく将来の最低支払リース料の支払期日別の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年以内	349	3,841
1年超5年以内	1,261	6,010
5年超	1,528	3,487
合計	3,138	13,338

29. 株式に基づく報酬

(1) ストック・オプションの内容

①制度の内容

当社グループは、ストック・オプション制度を採用しております。この制度の目的は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）及び従業員に対して、意欲や士気を高揚させ、株主と株価を意識した経営を推進し、もって当社グループの企業価値の向上を図ることです。

当社グループのストック・オプション制度の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において存在する当社グループのストック・オプション制度は、以下のとおりです。

	付与数 (株)	付与日	行使期間	行使価格 (円)
2009年度ストック・オプション 《当社従業員に対するもの》	386,200	2009年8月12日	2012年6月26日～ 2019年6月25日	1,025
2012年度ストック・オプション 《当社取締役（監査等委員である 取締役を含む）（注）及び従業員 に対するもの》	367,400	2012年8月13日	2015年6月28日～ 2022年6月27日	1,402
2015年度ストック・オプション 《当社取締役（監査等委員である 取締役を含む）及び従業員に対す るもの》	495,700	2015年8月12日	2018年6月26日～ 2025年6月25日	1,952
2018年度ストック・オプション 《取締役（監査等委員である取締 役を含む）、執行役員及び従業員 並びに当社指定の子会社の取締役 及び従業員》	548,500	2018年8月14日	2021年6月28日～ 2028年6月27日	2,565

(注) 付与日において、監査役の地位にあった者（以下、本事項において同じ）



②ストック・オプションの行使可能株式総数及び平均行使価格

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

1) 2009年度ストック・オプション《当社従業員に対するもの》

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
行使価格(円)	1,025	1,025
期首未行使残高(株)	98,600	64,000
期中の付与(株)	—	—
期中の失効(株)	—	1,200
期中の行使(株)	34,600	10,600
期中の満期消滅(株)	—	—
期末未行使残高(株)	64,000	52,200
期末行使可能残高(株)	64,000	52,200
残存契約年数	1年3か月	3か月

2) 2012年度ストック・オプション《当社取締役(監査等委員である取締役を含む)及び従業員に対するもの》

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
行使価格(円)	1,402	1,402
期首未行使残高(株)	174,300	145,200
期中の付与(株)	—	—
期中の失効(株)	200	3,600
期中の行使(株)	28,900	11,100
期中の満期消滅(株)	—	—
期末未行使残高(株)	145,200	130,500
期末行使可能残高(株)	145,200	130,500
残存契約年数	4年3か月	3年3か月

3) 2015年度ストック・オプション《当社取締役（監査等委員である取締役を含む）及び従業員に対するもの》

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
行使価格(円)	1,952	1,952
期首未行使残高(株)	416,400	392,100
期中の付与(株)	—	—
期中の失効(株)	24,300	34,300
期中の行使(株)	—	18,500
期中の満期消滅(株)	—	—
期末未行使残高(株)	392,100	339,300
期末行使可能残高(株)	—	339,300
残存契約年数	7年3か月	6年3か月

4) 2018年度ストック・オプション《当社取締役（監査等委員である取締役を含む））、執行役員及び従業員並びに当社指定の子会社の取締役及び従業員》

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
行使価格(円)	—	2,565
期首未行使残高(株)	—	—
期中の付与(株)	—	548,500
期中の失効(株)	—	35,800
期中の行使(株)	—	—
期中の満期消滅(株)	—	—
期末未行使残高(株)	—	512,700
期末行使可能残高(株)	—	—
残存契約年数	—	9年3か月

当連結会計年度中に行使されたストック・オプションの行使日における株価の加重平均は2,552.50円です（前連結会計年度：2,986.17円）。

③ストック・オプションの公正価値測定

ブラック・ショールズモデルを使用して持分決済型株式報酬の公正価値を評価しており、公正価値の測定に使用された仮定は以下のとおりです。

	2009年度 ストック・オプション 《当社従業員に対するもの》	2012年度 ストック・オプション 《当社取締役（監査等委員である取締役を含む）及び従業員に対するもの》	2015年度 ストック・オプション 《当社取締役（監査等委員である取締役を含む）及び従業員に対するもの》
付与日の公正価値（円）	531.61	546.00	602.00
付与日の株価（円）（注）1	195,200	1,335	1,859
行使価格（円）	1,025	1,402	1,952
予想ボラティリティ（注）2	66.0%	52.0%	36.9%
予想残存期間（注）3	6.37年	6.37年	6.38年
予想配当（注）4	4,000円/株	15.5円/株	10.0円/株
無リスク利率（注）5	0.91%	0.48%	0.12%

	2018年度 ストック・オプション 《当社取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員及び従業員並びに当社指定の子会社の取締役及び従業員》
付与日の公正価値（円）	638.00
付与日の株価（円）	2,417
行使価格（円）	2,565
予想ボラティリティ（注）2	32.0%
予想残存期間（注）3	6.37年
予想配当（注）4	26.50円/株
無リスク利率（注）5	0.01%

- (注) 1. 2011年10月1日付で1株につき200株の株式分割を行っております。
2. 付与日直近の数年間の株価実績に基づき算定しました週次ボラティリティを採用しております。
3. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
4. 付与期の配当実績によります。
5. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

④対象者に対して付与されたストック・オプションは、持分決済型株式報酬として会計処理しており、当該費用は、連結純損益計算書上「販売費及び一般管理費」に計上しております。前連結会計年度73百万円、当連結会計年度86百万円です。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度の内容

①制度の内容

当社グループは、企業価値の持続的な向上を図る長期インセンティブを与えると同時に、対象取締役等と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を採用しております。本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員（対象取締役と併せて、以下「対象取締役等」といいます。）に対して、当社グループから支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき各対象取締役等に対して支給する金銭報酬債権の具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。本制度に基づく当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこととします。

なお、当該株式の公正価値の評価に際して、観察可能な市場価格を基礎として測定しております。

②期中に付与された株式数と公正価値

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
付与日	2017年7月14日	2018年7月27日
付与数(株)	5,145	5,631
付与日の公正価値(円)	2,945	2,445

③連結純損益計算書に計上された金額

譲渡制限付株式報酬制度に係る費用は、前連結会計年度3百万円、当連結会計年度7百万円であります。当該費用は、連結純損益計算書上、「販売費及び一般管理費」に計上しております。

30. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自2017年4月1日至2018年3月31日)

関連当事者との取引については、重要な取引等がありませんので記載を省略しております。

当連結会計年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)

(単位:百万円)

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
関連会社	株式会社Fast Beauty	資金の貸付	967	1,446

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を考慮して利率を合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。
2. 株式会社Fast Beautyへの長期貸付金に対し、438百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において同額の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 取締役に対する報酬

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
役員報酬	146	139
株式報酬	7	10
合計	153	149

31. 重要な後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	35,385	71,981	108,895	145,022
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	2,251	4,128	5,544	1,337
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益 (百万円)	1,579	2,948	3,906	267
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (円)	36.34	68.14	90.78	6.22

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益又は基本的1株当たり四半期損失(△) (円)	36.34	31.77	22.51	△85.51

## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,976	2,092
営業未収入金	※ 6,222	※ 7,125
原材料及び貯蔵品	23	9
前払費用	887	947
短期貸付金	※ 1,601	※ 349
未収入金	1,511	534
その他	112	249
流動資産合計	12,331	11,305
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,586	16,221
構築物	993	1,010
工具、器具及び備品	2,279	3,300
リース資産	2,383	2,153
建設仮勘定	233	340
有形固定資産合計	21,474	23,025
無形固定資産		
ソフトウェア	303	368
電話加入権	2	2
ソフトウェア仮勘定	15	33
無形固定資産合計	320	404
投資その他の資産		
投資有価証券	9	9
関係会社株式	47,250	48,816
関係会社出資金	1	0
長期貸付金	※ 6,766	※ 11,061
長期前払費用	719	654
敷金・保証金	5,437	6,211
建設協力金	4,753	4,660
繰延税金資産	2,200	2,980
その他	40	140
貸倒引当金	△2,128	△3,274
投資その他の資産合計	65,047	71,257
固定資産合計	86,842	94,685
資産合計	99,173	105,991

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,592	2,777
短期借入金	34,550	—
1年内返済予定の長期借入金	4,735	9,676
リース債務	250	216
未払金	※ 2,646	※ 3,707
未払費用	175	171
未払法人税等	1,653	198
預り金	※ 1,540	※ 1,041
賞与引当金	43	54
店舗閉鎖損失引当金	—	48
設備関係未払金	1,301	1,766
その他	22	158
流動負債合計	49,507	19,811
固定負債		
長期借入金	8,787	46,721
リース債務	3,089	2,919
リース資産減損勘定	32	26
資産除去債務	1,131	1,456
その他	25	29
固定負債合計	13,064	51,150
負債合計	62,571	70,962
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,057	4,100
資本剰余金		
資本準備金	4,115	4,158
資本剰余金合計	4,115	4,158
利益剰余金		
利益準備金	8	8
その他利益剰余金		
別途積立金	13,379	13,379
繰越利益剰余金	14,714	15,139
利益剰余金合計	28,100	28,525
自己株式	△0	△2,132
株主資本合計	36,273	34,651
新株予約権	329	378
純資産合計	36,602	35,029
負債純資産合計	99,173	105,991

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	※3 72,310	※3 77,368
売上原価	※1 39,099	※1 40,814
売上総利益	33,211	36,554
販売費及び一般管理費	※2, ※3 25,201	※2, ※3 28,516
営業利益	8,010	8,038
営業外収益		
受取利息	※3 165	※3 181
受取配当金	※3 850	※3 600
為替差益	—	182
その他	225	208
営業外収益合計	1,240	1,171
営業外費用		
支払利息	243	321
為替差損	234	—
その他	391	326
営業外費用合計	868	647
経常利益	8,382	8,562
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入益	15	1,109
新株予約権戻入益	0	14
その他	59	1
特別利益合計	74	1,124
特別損失		
減損損失	176	2,317
関係会社株式評価損	—	1,678
店舗閉鎖損失引当金繰入額	—	49
関係会社貸倒引当金繰入額	944	1,924
貸倒引当金繰入額	—	398
その他	—	102
特別損失合計	1,119	6,467
税引前当期純利益	7,337	3,219
法人税、住民税及び事業税	2,278	2,424
法人税等調整額	△124	△781
法人税等合計	2,154	1,643
当期純利益	5,182	1,576



③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余 金合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	3,995	4,053	4,053	8	13,379	10,659	24,046	△0	32,093	
当期変動額										
新株の発行	62	62	62						125	
剰余金の配当						△1,128	△1,128		△1,128	
当期純利益						5,182	5,182		5,182	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	62	62	62	－	－	4,054	4,054	－	4,179	
当期末残高	4,057	4,115	4,115	8	13,379	14,714	28,100	△0	36,273	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	291	32,384
当期変動額		
新株の発行		125
剰余金の配当		△1,128
当期純利益		5,182
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	38	38
当期変動額合計	38	4,217
当期末残高	329	36,602

当事業年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余 金合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	4,057	4,115	4,115	8	13,379	14,714	28,100	△0	36,273
当期変動額									
新株の発行	43	43	43						86
剰余金の配当						△1,151	△1,151		△1,151
当期純利益						1,576	1,576		1,576
自己株式の取得								△2,146	△2,146
自己株式の処分								13	13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	43	43	43	－	－	425	425	△2,132	△1,622
当期末残高	4,100	4,158	4,158	8	13,379	15,139	28,525	△2,132	34,651

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	329	36,602
当期変動額		
新株の発行		86
剰余金の配当		△1,151
当期純利益		1,576
自己株式の取得		△2,146
自己株式の処分		13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	49	49
当期変動額合計	49	△1,573
当期末残高	378	35,029

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式・・・・・・・・・・移動平均法に基づく原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・・・・・・移動平均法に基づく原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(1) 原材料・・・・・・・・・・最終仕入原価法

(2) 貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産・・・・・・・・ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産・・・・・・・・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用・・・・・・・・定額法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金・・・・・・・・従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 店舗閉鎖損失引当金・・・・・・・・店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

### 5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」341百万円は、「固定資産」の「繰延税金資産」2,200百万円に含めて表示しております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「店舗閉鎖損失引当金戻入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。

この表示方法を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「店舗閉鎖損失引当金戻入額」に表示していた59百万円は、「特別利益」の「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	5,921百万円	5,558百万円
長期金銭債権	5,808	10,014
短期金銭債務	1,654	2,065

(損益計算書関係)

※ 1. 売上原価の内訳及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
原材料費	26,525百万円	27,257百万円
地代家賃	9,879	10,543
減価償却費	2,695	3,015

※ 2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度75%、当事業年度71%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度25%、当事業年度29%であります。販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
雑給	198百万円	138百万円
地代家賃	673	810
水道光熱費	7,075	7,603
備品・消耗品費	3,278	3,571
広告宣伝費	3,307	4,579
減価償却費	148	186
賞与引当金繰入額	43	102

※ 3. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	72,086百万円	77,077百万円
販売費及び一般管理費	213	634
営業取引以外の取引による取引高	914	686

(有価証券関係)

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「関係会社株式（関係会社出資金を含む）」で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式（関係会社出資金を含む）の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	46,057	47,715
関連会社株式（関連会社出資金を含む）	1,193	1,101
計	47,251	48,816

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	13百万円	16百万円
未払事業税	119	69
減価償却費	523	650
減損損失	903	1,500
資産除去債務	346	445
リース資産	673	645
未払金	207	219
貸倒引当金	651	966
関係会社株式評価損	—	509
その他	133	159
繰延税金資産小計	3,568	5,181
評価性引当額	△685	△1,504
繰延税金資産合計	2,884	3,676
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する除去費用	113	169
リース債務	567	523
その他	4	5
繰延税金負債合計	684	696
繰延税金資産の純額	2,200	2,980

(注) 繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の「固定資産」の「繰延税金資産」に計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担率と の間の差異が法定実効税率の 100分の5以下であるため注 記を省略しております。	30.6%
交際費等永久に損金に 算入されない項目		1.0
受取配当金等永久に 益金に算入されない項目		△5.8
住民税均等割額		0.2
法人税額の特別控除		△0.2
評価性引当額		25.4
その他		△0.2
税効果会計適用後の法人税等の 負担率		51.0

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	15,586	4,572	2,027 (1,986)	1,909	16,221	17,128
	構築物	993	240	62 (62)	162	1,010	1,983
	工具、器具及び備品	2,279	2,036	262 (236)	753	3,300	8,403
	リース資産	2,383	—	33 (33)	197	2,153	2,081
	建設仮勘定	233	6,955	6,848	—	340	—
	計	21,474	13,803	9,232 (2,317)	3,020	23,025	29,595
無形固定資産	ソフトウェア	303	183	—	118	368	765
	電話加入権	2	—	—	—	2	—
	ソフトウェア仮勘定	15	133	114	—	33	—
	計	320	316	114	118	404	765

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

新規出店87店舗等に係る店舗設備等の増加

建物	3,614百万円
構築物	209百万円
工具、器具及び備品	994百万円

2. 当期減少額のうち( )内は内書きで減損損失の計上額であります。

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,128	2,381	1,236	3,274
賞与引当金	43	54	43	54
店舗閉鎖損失引当金	—	49	1	48

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	取扱場所 (特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 株主名簿管理人 (特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 取次所 — 買取手数料 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="http://www.toridoll.com/">http://www.toridoll.com/</a>
株主に対する特典	毎年9月30日の株主名簿に記載された100株以上を保有する株主に対し、当社国内店舗で利用可能な優待割引券を保有株式数に応じて贈呈する。

(注) 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使ができない旨の規定を設けております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書  
事業年度 第28期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月28日近畿財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書  
事業年度 第28期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月28日近畿財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書  
第29期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月13日近畿財務局長に提出。  
第29期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月14日近畿財務局長に提出。  
第29期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月13日近畿財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
  - ① 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書  
2018年6月28日近畿財務局長に提出。
  - ② 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書  
2018年6月29日近畿財務局長に提出。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書  
訂正報告書（上記(4)①の臨時報告書の訂正報告書）2018年7月3日近畿財務局長に提出  
訂正報告書（上記(4)①の臨時報告書の訂正報告書）2018年8月13日近畿財務局長に提出
- (6) 自己株券買付状況報告書  
報告期間（自 2018年6月1日 至 2018年6月30日）2018年7月13日近畿財務局長に提出  
報告期間（自 2018年7月1日 至 2018年7月31日）2018年8月9日近畿財務局長に提出  
報告期間（自 2018年8月1日 至 2018年8月31日）2018年9月14日近畿財務局長に提出  
報告期間（自 2018年9月1日 至 2018年9月30日）2018年10月9日近畿財務局長に提出
- (7) 自己株券買付状況報告書の訂正報告書  
報告期間（自 2018年7月1日 至 2018年7月31日）2018年8月20日近畿財務局長に提出  
報告期間（自 2018年8月1日 至 2018年8月31日）2018年9月18日近畿財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月27日

株式会社トリドールホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒 木 賢 一 郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 野 隆 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 井 孝 晃 ㊞

## ＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドールホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社トリドールホールディングス及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トリドールホールディングスの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社トリドールホールディングスが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2019年6月27日

株式会社トリドールホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒 木 賢 一 郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 野 隆 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 井 孝 晃 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドールホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリドールホールディングスの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	近畿財務局長
<b>【提出日】</b>	2019年6月27日
<b>【会社名】</b>	株式会社 トリドールホールディングス
<b>【英訳名】</b>	TORIDOLL Holdings Corporation
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 栗田貴也
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長栗田貴也は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社8社を評価の対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、金額的及び質的影響の重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上収益の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上収益、営業未収入金、売上原価、買掛金及び原材料に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス等、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスについて個別に評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の2第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 2019年6月27日

**【会社名】** 株式会社 トリドールホールディングス

**【英訳名】** TORIDOLL Holdings Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 栗田貴也

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)



## 1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長栗田貴也は、当社の第29期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。